

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2021 年 10 月号 (第 188 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 鳳翼を広げた中国の水素・燃料電池車産業：影の主演はトヨタ自動車（続編）
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部…………… 1

■ 特 集

- ◆ 新型コロナ流行下で開催される北京 2022 冬季オリンピックの運営と
新しいオリンピックの視点
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング グローバルコンサルティング部 …… 10

■ 経 済

- ◆ 2021 年上半期の経済情勢と 2022 年秋の第 20 回党大会に向けて動き始めた中国
公益財団法人 国際通貨研究所 開発経済調査部…………… 13

■ 人民元レポート

- ◆ 電力不足問題が急浮上
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ…………… 19

■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第 51 回
～香港情勢アップデート 先鋭化する制裁合戦とレピュテーションをめぐる戦い
三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室…………… 24

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：海南洋浦保税港区での先行実施
—加工による付加価値付き貨物の国内販売優遇政策の公布
KPMG 中国…………… 29

- ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部…………… 32

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部…………… 36

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 鳳翼を広げた中国の水素・燃料電池車産業：影の主演はトヨタ自動車（続編）

MUFG BK 中国月報 (2021年10月) のレポートにおいて、「燃料電池車が中国においても鳳翼（ほうよく）を広げた印象」と述べたが、この見方に変更はない。本稿では、その後の中国を中心とした水素・燃料電池車業界の動向をまとめる。

特集

新型コロナ流行下で開催される北京冬季オリンピックの運営と、新しいオリンピックの視点

2022年2月、中国で「北京2022冬季オリンピック」が予定されている。開催まであと数カ月だが、今後、ワクチン接種が無効になるようなウイルスの変異が起こらない限り「北京2022冬季オリンピック」は予定通り開催されるだろう。本稿では、東京オリンピックに続く中国の冬季オリンピックが、コロナ禍においてどのように開催されるのかなど、少し論じてみたい。

経済 2021年上半期の経済情勢と2022年秋の第20回党大会に向けて動き始めた中国

2021年上半期の中国経済は、全般的に回復傾向を示した。7月以降も緩やかな回復傾向が続くと考えられていたが、7月以降、河南省では大洪水が発生し、工業生産にも悪影響を及ぼした。また、新型コロナウイルスの変異株への感染拡大が見られ、下半期の経済回復への期待はしぼみつつある。規制強化や「共同富裕」の提起で、将来の経済運営路線に関する議論も始まった。

人民元レポート 電力不足問題が急浮上

中国人民元対ドル相場は6.46台前半で取引開始。3日発表の米雇用統計の結果を受け、一時6.43台まで上昇した。その後、中国恒大集団の債務問題に関心が集まり、6.47台まで反落。月末にかけ一段とドル高が強まるなかで、6.48手前まで下落している。中国恒大集団問題の傍らで、国内では電力不足が深刻化し、製造業の操業など経済活動に影響を与えている。

連載 「華南ビジネス最前線」 第51回

～香港情勢アップデート 先鋭化する制裁合戦とレピュテーションをめぐる戦い

2019年逃亡犯条例デモ以降、香港では散発的に政治イベントが発生し、徐々に政治面での中央政府の統制が強まっているものの、香港のビジネス環境に特段の変化は見られない。しかしメディアを通じた香港のレピュテーション悪化が顕在化しつつある状況だ。本稿では、日本での情勢認識と実態の間のギャップが広がる中、香港情勢理解の一助となるべく1つの視点を提示したい。

スペシャリストの目 税務会計

海南洋浦保税港区での先行実施——加工による付加価値付き貨物の国内販売優遇政策の公布

税関総署は、2021年7月8日付けで「洋浦保税港区における加工による付加価値付き貨物の国内販売に係る税関の租税徴収管理暫定弁法」（署税函〔2021〕131号）を公布した。また、海口税関も「洋浦保税港区における加工による付加価値付き貨物の国内販売の租税徴収管理に係る税関の実施暫定弁法」（海口税関公告2021年第2号）を公布し、関連実務要件を明確にした。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、8月中旬から9月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。



鳳翼を広げた中国の水素・燃料電池車産業：影の主役はトヨタ自動車(続編)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券
インベストメントリサーチ部
シニアアナリスト 杉本浩一

1. <前レポート> 鳳翼を広げた中国の水素・燃料電池車産業：影の主役はトヨタ自動車

2020年10月号のレポートにおいて、「燃料電池車が中国においても鳳翼(ほうよく)を広げた印象」と述べたが、この見方に変更はない(その後の発表事項等を踏まえ、一部修正した前レポートの概要は以下の通り)。本レポートでは、その後の中国をはじめとした水素・燃料電池車業界の動向をまとめる。

●2020年10月号レポートの概要(*の太字部分は発表事項等を踏まえた修正箇所)

日本を猛烈な勢いで追い上げる中国の水素・燃料電池車産業

燃料電池車が中国においても鳳翼を広げた印象である。2016年の「第13次5カ年計画戦略的新興産業発展計画」を受け、2017年・2018年の2年間で2,000億人民元(約3.1兆円)超の水素関連の投資計画が地方政府などから発表された。中国は、水素・燃料電池車産業において、巨額資金を投じることで日本を猛烈な勢いで追い上げている。中国の燃料電池車(商用車)の販売台数は2015年の10台前後から2019年に前年比79%増の2,737台へ急拡大した。販売構成比は0.06%に過ぎないが、これでも韓国に次ぐ(もちろん日本を上回る)世界第2位の販売台数である。

中国は再生可能エネルギーの分野での主導権確保を目指す模様

中国が水素・燃料電池産業の育成に熱心なのは、今後世界的に大きな飛躍が期待される再生可能エネルギー(以下、再エネ)の分野での主導権確保が目的であろう。風力発電や太陽光発電の発電量は、気象条件などに大きく左右される。このような再エネを主軸に安定した大規模電力供給を行うためには、何らかの電力貯蔵技術と組み合わせることが必要と考えられる。中小規模の余剰電力蓄電は二次電池の出番であろう。一方、ギガワットアワー級の再エネ大電力を、季節をまたぐような長期間に亘り貯蔵する場合、水素活用以外の有効な手段があまり見当たらない。

課題である技術的蓄積の少なさとトヨタ自動車への期待

ところで、中国の水素・燃料電池車産業における最大の弱点は、トップダウンで極めて短い期間において産業を立ち上げたことなどに伴う技術的な蓄積の少なさと考えられる。これを補うために、中国の企業等は外国企業の技術を積極的に活用しようとしている。

中でもトヨタ自動車への期待は大きく、同社は中国での商用車用燃料電池システムの開発を*請け負う合弁会社FCRD、すなわちUnited Fuel Cell System R&D(Beijing)、を昨年設立した(図表1)。2021年には、同システムの(後工程の)現地生産を行う合弁会社FCTS、すなわちToyota Sinohytec Fuel Cellを設立する。

なお、開発の合弁会社FCRDに出資する現地完成車4社は、中国大型商用車市場で合計50%近いシェアを持つ。従って、ここで開発する燃料電池システムが中国商用車のデファクト・スタンダードになる可能性が出てきた。さらに、その燃料電池システムのキーパーツであるスタックは、船

船用、フォークリフト用、家庭の発電機用など、他の業界でも活用される可能性が高い。

今後の展望と課題：中国向け量産を機にした日本の再挑戦にも期待

世界の水素・燃料電池車産業の先行きについて懐疑的な見方もある。しかしながら、大幅な技術的進歩に加え、ESGを重視する観点から再エネに強いニーズがあるのは事実である。再エネ普及の切り札として、水素・燃料電池車産業の発展を想定している。そのような中で中国は絶妙のタイミングで大型投資を発表した印象だ。一方、日本はこれまで燃料電池車等の普及が極めてスローペースであった。今後は、メーカー等の一層の努力に加えて、中国の商用車向け燃料電池スタックの大量生産に伴うコストダウン効果などを活用した再チャレンジに期待したい。

図表1：トヨタ自動車の中国FC事業のあゆみ

年・月	具体的事象	補足事項
2017年10月	中国各地で「MIRAI」の実証実験を開始	2020年までの3年間
	現地開発拠点TMECに水素ステーションを設置	TMECは江蘇省（常熟高新技術産業開発区内）
2018年5月	豊田社長が中国の李首相にFC技術等を紹介	トヨタ自動車北海道にて
2019年4月	「清華大学-トヨタ連合研究院」の設立を発表	水素の利活用などを5年間共同研究へ
2019年4月	SinoHytec経由で北汽福田へのFCスタック供給を発表	SinoHytecがFCシステムを生産
2019年7月	上海Re-fire経由で第一汽車と廈門金龍汽車（海格客車、Higer Bus）へのFCスタック供給を発表	上海Re-fireがFCシステムを生産
2019年9月	第一汽車、広州汽車とFCV開発で提携	電動化やコネクティッド領域でも提携
2019年10月	北汽福田が燃料電池バスを上海で公開	トヨタ製FCスタック、SinoHytec製FCシステムを搭載
2020年6月	CV用FCシステム開発（ベースはMirai用）を目的とした新合弁会社（FCRD）を年内に設立すると発表	出資比率：トヨタ65%、SinoHytec15%、一汽5%、東風5%、広汽5%、北汽5%
2021年3月	CV用FCシステム生産を目的とした新合弁会社（FCTS）を年内に設立すると発表（2023年に生産開始予定）	出資比率：トヨタ50%、SinoHytec50% 設備投資：約80億円

出所：会社資料、メディア報道より MUMSS 作成

2. 中国：水素・燃料電池車産業の飛躍に備え引き続き準備が着々と進んでいる印象

中国では水素・燃料電池車産業の飛躍に備え、引き続き準備が着々と進んでいる印象である。2021年8月27日には、北京市（京津冀 * 地域）と上海市がその先導役になることが正式に発表された。今後は、両都市（群）での水素・燃料電池産業育成に向けた具体的なアクションと、水素・燃料電池産業育成に前向きなこれら以外の都市群に対する中央政府の政策に注目しておきたい（詳細は図表2～4参照）。2020年公表の所謂「双炭」（2030年までのCO2排出量ピークアウト化と2060年までのカーボンニュートラル化）達成のためにも、水素・燃料電池産業への期待は大きい。

* 京津冀（けいしんき）は、北京市、天津市、河北省（一部地域の旧称が冀州）。

中国は、燃料電池車 (FCV) に対する全国一律の購入補助金制度を 2020 年に廃止し、モデル都市群毎に一括して奨励金を拠出する形へ変更した。図表 2 のように、2020 年 9 月 21 日には「FCV モデル都市群」の募集が正式に通知されている (11 月 15 日の締め切りまでに 20 前後の都市群が応募した模様)。その後しばらく音沙汰がなかったが、北京市 (京津冀地域) と上海市の選定が 2021 年 8 月 27 日によりやく発表された。今後、これら以外の都市群がどの程度追加選定されるのか、関心を集めそうだ。

図表 2 : 中国における水素・燃料電池関連の政策 (2020 年以降)

日付	政策等	内容
2020年4月10日	中国エネルギー法 (パブリックコメント)	エネルギーの定義に水素を初めて含める
2020年4月23日	NEVへの財政補助政策に関する通知	FCV購入に補助金 → モデル都市に奨励金
2020年9月21日	FCVモデル都市 (群) 申込に関する通知	モデル都市 (群) の目標を設定
2020年9月22日	2060年カーボンニュートラル化を宣言	いわゆる「双炭」*目標を掲げた
2021年8月27日	(北京市財政局・上海市経済情報委員会発表)	北京市等と上海市がモデル都市群に選定
2022年2月4日	北京冬季オリンピック・パラリンピック	FCバス等の活用が検討されている模様

注 : * 2030 年までの CO2 排出量ピークアウト化と 2060 年までのカーボンニュートラル化を目標に掲げた

出所 : 中国政府機関の公表資料、JETRO データを基に MUMSS 作成

両都市 (群) は、2024 年までの 4 年間に亘り、水素提供量や FCV の普及台数に応じて、年間最大 1.7 万ポイント (10 万円/ポイント)、すなわち 17 億元 (約 290 億円) の奨励金を受け取る模様。一方、両都市 (群) には、2024 年までに少なくとも 1,000 台の燃料電池電気車 (FCEV) 普及や 15 か所の水素ステーション設置、35 元 (約 595 円) 以下/kg での水素供給などの目標が課されている (図表 3)。

図表3：モデル都市群選定の主な条件とモデル都市群に対する目標

モデル都市群選定の主な条件	
川上・川下のサプライチェーンが完全に揃っており企業の技術水準において国内で優れた地位にあること。	
FCEV普及台数：100台以上	
水素ステーション（水素充填能力500kg/日以上）：2か所以上	
モデル都市群に対する目標	(参考値：日本/第2世代MIRAI)
水素価格：35元（約595円）以下/kg	現在1,100円→2030目標約330円/kg
FCEV普及台数：1,000台以上	-
水素ステーション：15か所以上	-
FCEV航続距離：300km以上（大型車*は200km）	約850km（G*レド*）約750km（その他）
スタック出力密度：3.0kw/L以上（CV2.5kw/L以上）	5.4kw/L
スタック出力密度：400w/kg以上（CV300w/kg以上）	-
FCEV平均累計航続距離：3万km以上	-

注：* GVW31t以上の大型トラックや鉱山用、空港用車両等

出所：中国政府機関の公表資料、Fourin データを基に MUMSS 作成

中国のこのような水素・燃料電池産業への支援スキームの変更は妥当と言えそうだ。そもそも、燃料電池車の普及は、燃料である水素供給インフラの整備・維持にコストと時間が（電気自動車(EV)よりもはるかに）かかるため、全国一律に進まない可能性が高い。水素のアベイラビリティを考慮すると、初期段階における産業発展の地域間格差は相当大きくなりそうだ。例えば、改質水素・副生水素を中心に全国屈指の水素生産量を誇る山東省は、これを活用して水素・燃料電池産業を立ち上げようとしている。水力発電を利用した水素製造が期待できる四川省も同様の動きとみられる(図表4)。

Covid-19の影響に加え、購入補助金制度の廃止に伴いFCEV（すべて商用車）の2020年販売台数は1,182台（前年同期比57%減）と低迷した。2021年1～6月も648台（同38%増）にとどまっている。本格的な販売台数の拡大は、モデル都市群選定の効果の顕在化が見込まれる2022年以降になるろう。

図表4：水素・燃料電池産業育成に前向きな自治体とFCEV普及目標と水素ステーション設置目標

	FCEV目標		ST目標		目標	目標設定	関連企業等	補足等
	千台	箇所	箇所	箇所				
北京市*1	10	74	25	20/10		SinoHytec、北京福田汽車等	北京五輪でFCV導入を検討	
上海市	20	50	30	20/11		上汽、上海重塑(Re-Fire) *2	化学プラントでの副生水素の活用を検討か	
山東省	100	500	30	—		潍柴動力(WeichaiPower)、双日等	改質・副生水素を中心に国内屈指の生産量	
湖北省武漢市	10-30	30-100	25	18/1		東風、衆宇動力(Troowin) *3	鉄道や船舶での水素活用も検討	
四川省	6	60	25	20/9		東方電気、清華大学等	水力発電や化学産業が盛ん	
江蘇省	—	50	25	19/8		江蘇清能(Horizon)、トヨタ等	如皋市はUNDPの水素モデル都市	
広東省佛山市	15	57	30	18/11		大洋電機(BroadOcean)等	佛山市南海区は水素バレーと呼ばれる	
浙江省	1	30	22	19/4		巨化集団(Juhua)等	巨化は丸紅・日揮HDと副生水素で協業	
河南省	1	20-30	30	19/10		宇通バス(Yutong Bus)	石炭からの改質水素の活用を検討か	
山西省	7.5	20	24	19/4		美錦能源	石炭からの改質水素の活用を検討か	
安徽省六安市	3	15	30	20/9		明天(Mingtian)、中鼎恒盛等	合肥市、長江・淮河流域の都市と連携	
遼寧省大連市	0.3	10	21	20/10		一汽客車、新源動力、岩谷等	中日(大連)地方都市発展協力モデル区が関係	
以上合計	193-223	916-996						

注1：京津冀地域

注2：その他、中国石油化工(シノペック)など

注3：武漢泰歌氢能(Wuhan Tiger)など。福建省、陝西省、吉林省も水素・燃料電池産業育成に前向きである

出所：中国政府・地方政府の公表資料、JETRO、Fourin データを基に MUMSS 作成

3. 欧州：中国に先駆けて水素・燃料電池産業の発展が見込まれる

ところで、中国に先駆けて水素・燃料電池産業の発展が見込まれるのが欧州である。欧州委員会は、図表5のように、再生可能エネルギーを利用したEU域内の水電解(電解槽)能力を2030年までに40GWへ、輸入分を含めグリーン水素生産量を1,000万トンへ引き上げる意向を2020年7月に披露した(欧州水素戦略)。このために5,010億~9,292億ユーロ(65~121兆円)を2050年までに投じる計画である。今後は、水素・燃料電池産業の発展に向けて中国と欧州でどの程度足並みが揃うのか注目しておきたい。両市場で一定のプレゼンスを確保できた水素・燃料電池関連企業は、世界的に飛躍を遂げる可能性が高いだろう。

図表5：欧州水素戦略の目標値と設備投資計画

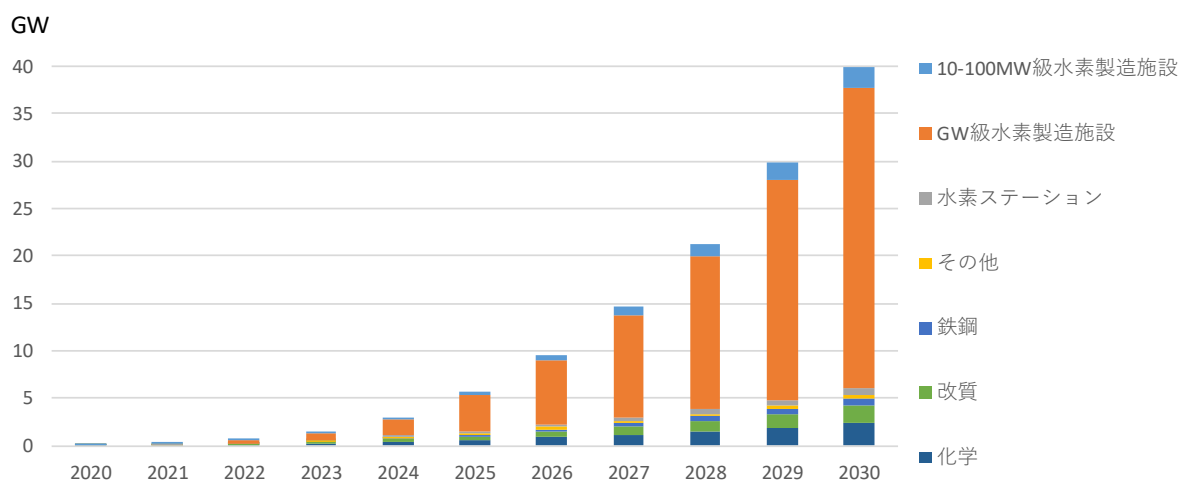
		2024	2030	2050
グリーン水素生産目標		100万t	1,000万t (輸入含む)	再エネ発電の約25%をグリーン水素製造に
EU域内水電解(電解槽)能力目標		2024年 6GW	2030年 40GW	—
設備投資	水電解装置	240~420億ユーロ		1,800~4,700億ユーロ
	太陽光・風力発電	2,200~3,400億ユーロ		
	CCS(既存水素製造施設)	110億ユーロ		
	水素サプライチェーン	650億ユーロ		-
	水素ステーション100→400箇所	8.5~10億ユーロ		-
	水素製鉄への転換	1.6~2億ユーロ		-

出所：欧州委員会資料より MUMSS 作成

欧州では、太陽光や風力など大規模再エネ発電所と一体、あるいはその近くにギガワット級の水素製造施設を複数建設し、生産した水素を新設あるいは改造パイプライン等を通して需要地に届ける構想である。2030年のEU域内の水電解(電解槽)能力40GWのうち79%はこのようなギガワット級の水素製造施設で賄われる見通し(図表6)。

欧州委員会は、再エネ発電所から需要地までの送電網や再エネ電力貯蔵用の二次電池を大幅に増強するよりも、水素を利用する方が、多くの地域において合理的と考えているのだろう。グリーン水素製造コストは、主に再エネ発電コストの低下に伴い、2025年時点で現在のブルー水素(1.5-2.0ユーロ/kg)の水準に、2030年に現在のグレー水素(1.0-1.5ユーロ/kg)の水準に到達し始める見通し(図表7)。

図表6：EU域内の水素製造能力の見通しとその内訳



出所：Hydrogen Europe 資料より MUMSS 作成 (予想は Hydrogen Europe)

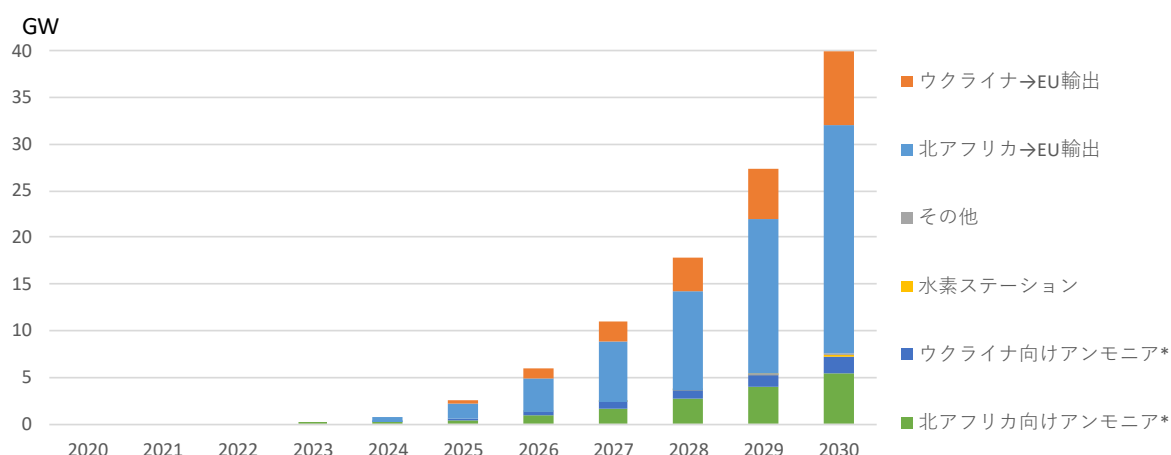
図表7：EU周辺地域の水素製造能力の見通しとその内訳

	CAPEX 設備投資	OPEX 運営費	システム効率 高位発熱量基準	発電コスト	水素コスト	
	ユーロ / kW	% / CAPEX	%	ユーロ / MWh	ユーロ / kg	
2020-2025	300-600	1.5%	75-80%	25-50	1.5-3.0	(ブルー水素並み)
2025-2030	250-500	1%	80-82%	15-30	1.0-2.0	(グレー水素並み)
2050年まで	< 200	< 1%	> 82%	10-30	0.7-1.5	

出所：Hydrogen Europe 資料より MUMSS 作成 (予想は Hydrogen Europe)

2030年にはEU域内の水電解(電解槽)能力40GWに加えて、周辺地域(北アフリカ・ウクライナ)でも40GW、すなわち合計80GWの能力を用意する計画である。北アフリカ・ウクライナ製水素は大半がEUへ輸出される見通し(図表8)。

図表8：EU周辺地域の水素製造能力の見通しとその内訳



出所：Hydrogen Europe 資料より MUMSS 作成 (予想は Hydrogen Europe)

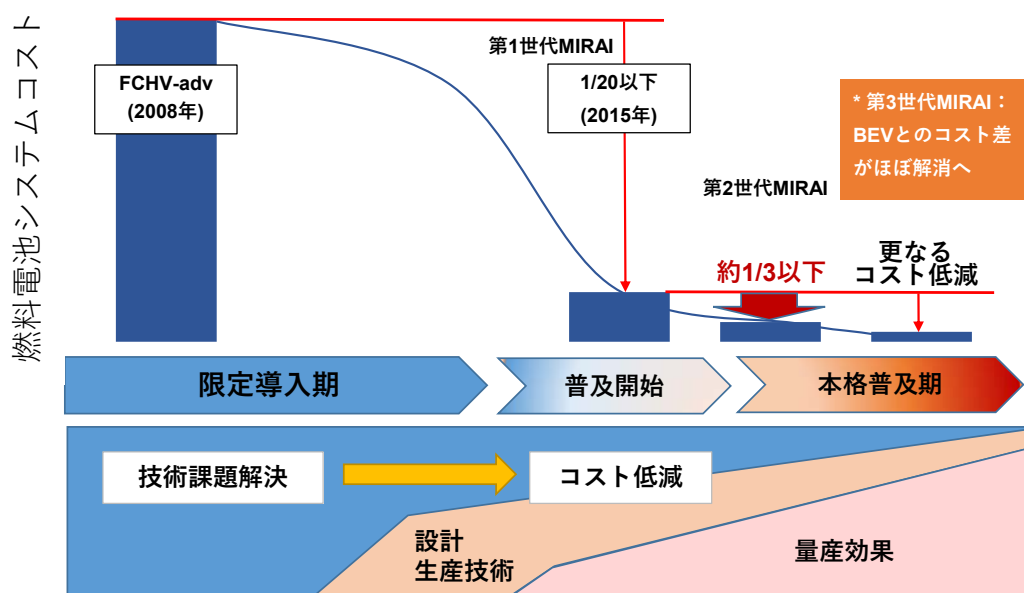
注：*現在は域外から輸入している「アンモニア合成に必要な水素」の自国・域内調達をそれぞれ目指す意向

4. 燃料電池システムの大幅な性能向上・コスト削減のポテンシャル～トヨタを例に

最後になったが、燃料電池システムの大幅な性能向上・コスト削減のポテンシャルに触れておきたい。最も重要な燃料電池システムにおいては、トヨタ自動車の動向が今後も鍵を握るだろう。同社が2020年12月に発売した新型(第2世代)「MIRAI」に搭載された新しい燃料電池システムは、第1世代比で約70%(図表9では「約1/3以下」と表現)、2008年の限定生産車(FCHV-adv)と比べると98%を超えるコスト削減に成功している。高コストである触媒用白金の使用量の大幅削減(第1世代比58%減)、水素タンクの製造工程での生産性向上(同3倍)などが鍵になった模様。

図表 10 のように、スタックの出力密度も電極の大幅な設計変更、材料革新などで、第 1 世代の 3.5kw/L から 5.4kw/L へ大幅に向上している。1996 年に製作した実験車と比べると出力密度は 24 年間で約 50 倍向上した形である。

図表 9 : 大幅な削減が進む燃料電池システムコスト

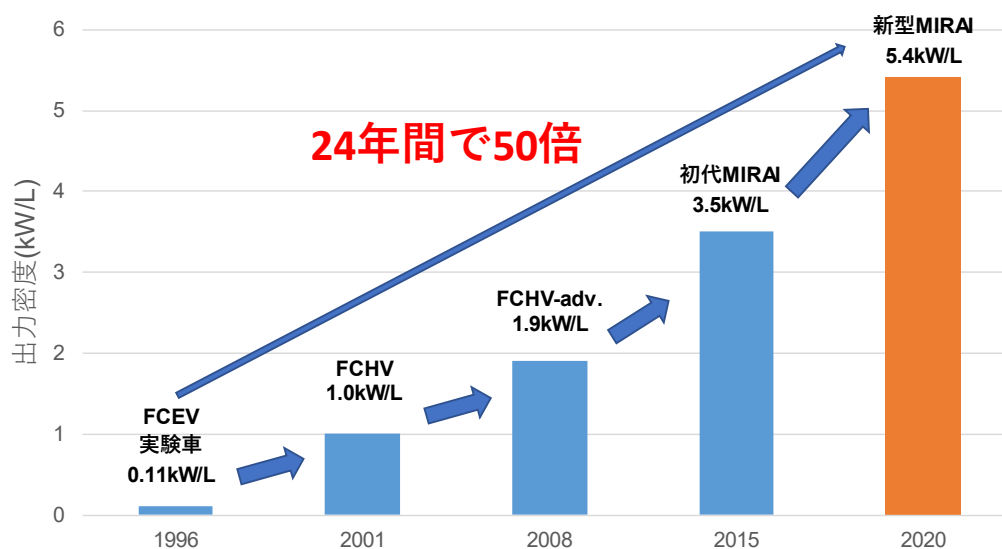


出所：トヨタ自動車資料より MUMSS 作成 (*箇所は MUMSS による加筆)

今後もこのような燃料電池システムの性能の大幅な向上が続くだろう。2025 年頃と我々が予想する次世代「MIRAI」で第 2 世代比約 50%のコスト削減（2008 年の限定生産車と比べると 99%のコスト削減）が進めば、控えめに見積もっても（中大型クラスの乗用車においては）EV とのコスト差がほぼ解消されよう。水素供給インフラの制約から、それでも世界的に燃料電池乗用車が一気に普及する可能性は小さいだろうが、水素供給インフラが整った地域では販売が大幅に増加しよう。また、商用車、鉄道、フォークリフトなどは動力源の燃料電池へのシフトが本格的に始まる可能性が高い。

このように、欧州や中国をはじめとして世界的に水素・燃料電池産業は今後 10 年程度の期間に大幅な発展を遂げる可能性が高い。原動力になるのは、燃料電池システムの大幅なコスト削減・性能向上、再エネ発電の本格普及・低コスト化、これらを見据えた積極的な設備投資等と考える。

図表 10 : 大幅な向上が続く燃料電池の出力密度



出所：トヨタ自動車資料より MUMSS 作成

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券

インベストメントリサーチ部

杉本浩一

東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ 22 階

E-Mail : sugimoto-kouichi@sc.mufig.jp TEL : 03-6627-5313



新型コロナ流行下で開催される北京 2022 冬季オリンピックの運営と新しいオリンピックの視点

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
グローバルコンサルティング部
チーフコンサルタント 窪寺暁

2021年、7月23日から8月8日までの日程で開催された「第32回オリンピック競技大会（東京2020オリンピック）」（以下、「東京オリンピック」）に続き、「第16回パラリンピック競技大会（東京2020パラリンピック）」（以下、「東京パラリンピック」）も9月5日の閉会式にて全日程を終了した。史上最多のメダル獲得となった東京オリンピックと並び、東京パラリンピックでも続々と日本人選手たちのメダル獲得のニュースが入り、その活躍はうれしい限りだった。

今回、特に問題となった新型コロナウイルス感染症（Covid-19（以下、「新型コロナ」））の対応については、東京オリンピック・パラリンピック関係者における感染者数が1,000人未滿と報道されたことから、概ねルールブックやバブル方式による接触回避も含めて守られ（一部に違反者が出たものの）、なんとか乗り越えられた状況にあると評価したい。もちろん、大きな努力をされた関係者の皆様には、本当に感謝したい。

来年、中国で予定されている冬季オリンピック、つまり「北京2022冬季オリンピック」は2022年2月の開催となり、実際にはあと数カ月程度しかない（仮に、東京オリンピックをさらに1年延期していれば、順番が逆転していたことになる）。2021年8月下旬の時点での、世界の新型コロナの新規感染者数を見ると、1日あたり約60万人程度。今年に入ってから、3カ月ごとに増減を繰り返すような状況だとメディアなどで報じられている。楽観視してはいけないが、今後、ワクチン接種が無効になってしまうようなさらなるウイルスの変異などが起こらない限り、極端な感染の急拡大には至らないのではないかと考えられる。同時に、「北京2022冬季オリンピック」は、予定通り開催されることがメインシナリオとなるだろう。

そこで、次の冬季オリンピックは、実際にどのような開催になるのか、論じてみたい。これには多様な視点があるが、中でも下記の2点について論じたい。この点は、従来のオリンピックの在り方からすると、異なってくる部分だと思われる。

- ・新型コロナ対応における北京2022冬季オリンピックの運営とは、どのようなものになるのか？
- ・新しい視点でのオリンピック観戦がなされるのか？

1. 新型コロナ対応における北京2022冬季オリンピック運営とはどのようなものか？

中国政府機関のウェブサイト（中共中央規律検査委員会、中華人民共和国国家観察委員会共同のサイト）では、今回の北京2022冬季オリンピックは、「簡約、安全、精彩」なスタイルで行うとしている。日本語に訳すと「シンプルに、安全に、かっこよく」となるのだろうか。新型コロナ流行下でのオリンピック開催としては、わかりやすく、適切な方針ではないだろうか。

まずは開催にあたり、運営方法においていくつか論点があるだろう。

1つ目は、「観客を入れるかどうか」という点である。観客については、東京オリンピック・パラリンピックにおいても二転三転したことは記憶に新しい。現時点での報道を見る限りでは、まだ観

客の有無について、最終的な判断はなされていないようである。ちなみに、国際オリンピック委員会 (IOC) のデュビ五輪統括部長は9月5日、米ブルームバーグ通信に対して、無観客も選択肢との見方を示したと報道されている。

一方、現在の世界的な新型コロナの流行が数カ月、半年単位で急激に収束するとみているわけでもないだろう。ここまで中国の感染者数は非常に抑えられており、ここ1年程度は、おおよそ1日当たり2桁以内で推移している。この程度の人数であれば、感染リスクが低いとして有観客にするという判断もないわけではない。実際、東京オリンピックでは、開催前の6月の段階でも日本全体では新規感染者数が1,000人を超えていた中で、無観客にするかしないかの議論が続いていた。

しかし、せっかく抑えられている感染状況にマイナス要因を加える可能性もある。なおかつ、オリンピックの開催と同時に緊急事態宣言を発令せざるを得なかった東京での状況も考慮すると、中国が有観客に踏み切るとは難しいのではないだろうか。実際には、直前の感染状況を見ながらになると思われるが、無観客での競技観戦になると考えられる。

次に、開催後の感染対策をどの程度のレベルで行うかという点がある。まず、東京オリンピックで行われたバブル方式、多頻度の検査などは、中国も評価しており、踏襲されると考えられる。また、中国では、デジタル技術を活用することで、より緻密な対策を打つことができると予想される。例えば、選手・関係者の検査記録、非感染の証明を最新デジタル技術で管理したり、人流の多寡をリアルタイムに把握し、きめ細やかに人流コントロール策を打つなどである。

最後に、やはり新型コロナウイルス感染への対処である。どれだけ対策をとっていたとしても、一定の選手・関係者において感染は発生するだろう。しかし、2020年の武漢感染時における対処のスピードが非常に大規模で、かつ迅速であったことや、現在の国内感染者数が少ないことにより、本稿執筆時である9月6日時点では、病床が(日本・東京ほど)ひっ迫していない状態であることが判断の基準に入ってくるだろう。東京オリンピックでの選手・関係者の関係者と同程度である数百人の感染者は想定していると思われるが、その程度に収まるのならば、スムーズに隔離や治療が行われるだろう。

中国は今回の冬季オリンピックの運営を、東京オリンピックの対策も参考にしつつ、最新デジタル技術を使って、より緻密にこなしていくと思われる。

2. 新しい視点でのオリンピック観戦がなされるか？

もう1つ注目したい点がある。中国は、オリンピックの運営・観戦方法で、新しい試みを行うのではないかと、というサプライズである。

今回の東京オリンピックは、基本的に無観客でも今まで通りというスタンスで、無難な運営であった。逆に、「無観客だからこぞできる新しい試み」という点は少なかつたように感じられる。この点において中国は、デジタル技術を積極的に使い、「新しいオリンピック体験を作り出す可能性があるのでは？」と、考えられる。

世界を見渡すと、当然ながら、オリンピックを直に見ることのできる人のほうが圧倒的に少ない。この大部分の観客(あるいは今まで見ることのできなかつた人も含め)に対して、デジタルを活用した新しいオリンピック視聴・観戦の提案で、より大きな、そしてよりよいインパクトをもたらすことができるのではないだろうか。北京2022冬季オリンピックまでには、日本開催の分析も含め、相応の準備期間がある。戦略的に行動する現在の中国を考えると、新しい試みが行われる期待感ももてるだろう。

実は、この点については、東京オリンピックに際しても、延期が決定したころから、ネット上な

どでは多少の議論があった。例えば、そもそもリモート観戦・パブリックビューイングを中心として盛り上げるバーチャルリアリティ (VR) を活用するなど、多様で幅広い意見があった。ここで、すべてを網羅することはできないが (筆者の意見も加えて)、今後のオリンピックでは、下記のようなことが考えられるのではないだろうか。

<新しい形でのオリンピック観戦>

- ・アクションカメラなどによるプレイヤー視点での放映
- ・バーチャルで自らが競技場にいるような体験

<新しい形でのオリンピック参加>

- ・世界各地から、リアルタイムでの参加
- ・リモート視聴による Web サイトなどを通じた応援・寄付など双方向での参加体験

東京オリンピック閉会に際しては、録画済みの画像放映とあわせて、次回開催地のパリから生中継も行われていた。新しい視聴体験がオリンピックに導入され、より多くの人を楽しめるものに変化していくというタイミングでもあるかもしれない。

<参考>

日経新聞社「チャートで見る世界の感染状況新型 コロナウイルス」 2021年8月28日
<https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/coronavirus-chart-list/>

中共中央規律検査委員会、中華人民共和国国家観察委員会 2021年9月6日
 梦想接棒 相约北京
https://www.ccdi.gov.cn/toutiao/202108/t20210809_248020.html

新華網 2021年9月6日
 “简约、安全、精彩” 北京冬奥组委确定11项筹办重点工作
http://sports.xinhuanet.com/c/2021-01/22/c_1127012597.htm

日経新聞社 2021年9月8日
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM041M50U1A900C2000000/>

産経新聞 2021年9月5日
https://www.sankei.com/article/20210808-Q672VCWN5BJUDOE4D6BBTKNQCU/?outputType=theme_tokyo2020

テレビ朝日 2021年8月28日
https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000218678.html

フォーブスジャパン 2021年8月28日
<https://forbesjapan.com/articles/detail/42317>

Yahoo より。日テレ24 2021年8月28日
<https://news.yahoo.co.jp/articles/9cc0c7e51e2a48f7ade7430d7128db7f1045fa28>

NHK 2021年9月12日
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210811/k10013194211000.html>

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : skubodera@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



2021年上半期の経済情勢と2022年秋の第20回党大会に向けて動き始めた中国

公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部
上席研究員 梅原直樹

1. 2021年上半期までの経済情勢と下半期に向けた不透明感

2021年上半期の中国経済は、全般的に回復傾向を示した。不動産バブルや金融リスクへの警戒が続く中ではあるが、7月以降も緩やかな回復傾向が続くと考えられていた。しかし、7月以降、当局によるITプラットフォーム企業への締め付けが強化され、河南省では大洪水が発生し、省都鄭州市の高速道路のトンネルや地下鉄内に濁流が流れ込み人命が失われただけでなく、工業生産にも悪影響を及ぼした。また、新型コロナウイルスの変異株への感染者の拡大が見られており、下半期の経済回復への期待はしばみつつある。

2021年上半期の実質経済成長率は、前年同期比+12.7%となり、1-3月期は同+18.3%、4-6月期は同+7.9%で、回復傾向が表れていた。もちろん、これらの数値は比較対象である2020年前半が武漢市の封鎖の影響を受けて異常値となっているため、傾向をつかむには不十分である。そこで、2年前の2019年の数値を基準にして2年間の平均の伸び率で見ると、上半期は+5.3%であった。1-3月期は+5.0%、4-6月期は+5.5%であり、こうしたデータと併せ、上半期の中国経済は全般的に回復傾向にあったと言える。2021年の経済成長目標は+6%以上と設定されており、これに照らして+5.3%という結果は若干低めであるが、今後の回復を期待させる、まずまずの数値であったと言える。

しかし、8月半ばに公表された7月の経済データは、固定資産投資、工業生産付加価値、小売売上高で伸び悩みが見られ、不透明感が広がった。工業生産付加価値は、電力使用量の抑制、高汚染高排出ガス産業等への規制強化が影を落とし、輸出型の製造業ではコロナ後の急回復が一段落する中で、若手の労働者不足や、原材料代の高騰、海運コスト上昇や人民元相場の高止まりで、利益が圧迫されており、先行きを楽観できる状況ではなくなっている。また、消費については、将来の収入増に対する信頼感が低下したと見られ、力強さが感じられない。下半期に経済回復が継続できるか否かは、8月以降の状況を継続的に観察することが必要だ。秋以降も消費の牽引力が脆弱である場合、引き続き構造改革を推進するためにも、金融を緩和的に維持または微調整しながら、財政支出やインフラ投資を通じた経済成長の底上げを図ることが必要になると見られる。

2. 7月以降に見られた規制強化の動きと新型コロナウイルス感染症対策

(1) 新興企業群への規制強化

2021年7月1日、中国共産党の結党100周年の式典が行われた。習近平党総書記は重要演説を行い、経済や安全確保に関して、党の指導を維持・強化する方針を示した。経済運営では、公平な競争を促し、法律面などで民営企業の経営環境を整備・改善する方向よりも、党や政府による経済活動への介入・指導・統制を強化し、社会主義的な管理を強化する方向が予想され、そうした中で社会の格差是正を実現していく意識が示された。

そして、式典の翌日より、配車アプリを運営する新興民営企業である滴滴出行（ディディ）に対するアプリケーションのダウンロード禁止等の厳しい規制強化が開始されることになった。ディディは、式典前日の6月30日に米国ニューヨーク市場で預託証券（ADR）を上場させている。米中関係がトランプ大統領の登場以来、緊張を続ける中で、米国の金融市場ではここ数年、中国企業を巡りトラブルが発生し、米当局は、外国企業に対しても米国基準で財務情報を開示して透明性を高めるよう求め、米中の当局間で開示ルールを巡り折衝が行われた。トランプ政権以来の米中対立の構図は、バイデン政権以降も継続し、こうした折衝がスムーズに進む状況にはない。そうしたことも背景にあっただけで、中国当局はディディ経営陣に対して、米国上場は慎重に検討するよう促した模様だが、同社はそれを聞き入れることなく、党の重要式典直前のタイミングで上場を行った。こうした同社の姿勢とタイミングは、当局の感情を逆撫ですることになったと見られ、ディディは狙い撃ちのような厳しい当局の規制強化に直面することになった。

当局は、表向きは、国内の安全上の機微な情報が、米国当局に筒抜けになる恐れがあるとして、業務内容や保有データの精査を行っているが、上場を通じて巨額の資金を獲得する新興民営企業の幹部やその株主に対する政治的な警戒や牽制の意味も含まれていると見られる。これに約半年先立つ2020年11月、アリババ・グループのアント・グループ（旧称：アント・フィナンシャル）が上場直前に中止させられる事件が起きたことを、このディディの件は彷彿とさせた。アント・グループは米国ではなく、上海と香港との同時上場を目指したが、その目論見書にあった株主名簿を読み込めば、上場が成功した暁には、習政権と利害を異にする政治グループに巨額の上場益が転がり込むことが予想できた。このアント・グループの上場中止以来、中国ではイノベーションの先頭を走ってきたITプラットフォーム企業に対する、当局の逆風は極めて強いものとなっている。ディディは上場実現後となったが、7月以降に見られた厳しい規制強化や圧迫は、大きく見ればそうした文脈の中に置くことが可能である。

そして規制強化は、IT企業にとどまらず、教育産業へもその矛先が向かった。7月24日の急激な規制導入で、学習塾業界は壊滅的な打撃を受けつつあり、一人っ子の子供を持つ教育熱の高い親たちにも激震が走った。こうした規制強化の動きは、2021年5月の第7回人口センサスの結果発表を受けて少子化の加速に危機感を持った当局が、教育費負担により家計が圧迫され2人目、3人目の子供が持てないとの現状を変えることを狙ったものかもしれないが、規制対応があまりに性急で、混乱を招いている面が否定できない。当局に焦りが生じているとして、その原因は2022年秋に第20回党大会が迫っていることが関係しているように思える。少子化や人口減少に対して有効な手を打ち出せず放置したなら、現指導部は責任を取らねばならなくなる。パフォーマンスとして見るなら、規制は強烈な方がわかり易い。

(2) 金融安定と不動産等の規制強化

民営企業への締め付け強化の別の例として、不動産開発大手である恒大集団（エバーグランデ・グループ）への管理強化が進行中である。不動産価格の急騰・急落や投機の抑制は、当局が長年、頭を痛めている問題である。これらの問題は取り扱い方を間違えると、金融システムの不安定化を伴う可能性があり、中国社会全体の不安定化に繋がりがかねず、政権にとってデリケートな問題である。

エバーグランデ・グループは、業界最大手の不動産開発業者であるが、債務の持続可能性に疑問が生じており、特に2020年後半以来、当局の規制・管理強化の明確なターゲットとなった。当初、このグループは、「大きくて潰せない」と見られてきたが、現在は、そうした見方は薄れ、如何に経済・社会に激震を起こさず、同社の巨額債務の問題を軟着陸させて、実態的に公的管理下に置いていくかが、当面の政府の課題、または腕の見せ所となっているように思える。

中国当局は2017年頃より金融リスクのコントロール強化を進めてきた。民営形態のP2P業界は「シャドバンキング」としての最初のターゲットとされ、P2Pは業界ごと一掃された。2020年末までには、アント・グループへの規制強化が始まり、エバーグランデのような不動産ディベロッパーへの規制強化も具体化してきた。他方、2021年3月に決算発表が延期され、株式の市場取引が停止になっている不良債権受け皿会社「中国華融資産管理」に対しては、8月18日に戦略投資家の導入が公表され、金融当局が手を回したリストラ策により軟着陸に向かっている。同社は、中国銀行保険監督管理委員会の監督を受ける国有ノンバンクである。中国人民銀行勤務の経験を持っていた前経営トップは問題を起こし、2020年1月に極刑に処されているが、金融機関としては生き残りが図られた格好だ。

昨今、新興民営企業への規制強化の波は、IT系企業からフードデリバリーサービス、教育業界、芸能界へと及んできているが、そうした中で、金融業界は、基本的には官営のセクターであり、当局の指導を受け入れて、リスク・コントロールの強化が着実に進められている。国家として守るべき金融システムが、リスクに晒されているという構図の中で、不動産開発大手、エバーグランデを巡る動きには、引き続き注意を要する。

(3) 新型コロナウイルス変異株の感染拡大とその対応

2021年7月下旬、江蘇省南京市の空港で新型コロナウイルスの変異株の感染者が出ており、感染者は南京市や揚州市にとどまらず、8月初旬には全国17の省・直轄市・自治区にまで広がった。デルタ変異株は5月に広東省でも感染者が出ており、当局はこれを局地的な感染で抑え込むことに成功したが、7月以降には省を越えて感染が拡大し、注目を集めた。感染拡大は、ロックダウンの恐怖感を伴い、消費マインドへの悪影響も懸念される。

これまで中国では、ニュージーランドと同様、「ゼロ・コロナ」を目標とした対策が行われ、功を奏してきた。しかし、デルタ株の出現は、ゲームチェンジャーになる可能性がある。「ウイズ・コロナ」への対策方針の切り替えの議論は中国でも始まったが、2020年9月に習近平国家主席自らが前面に出てウイルスへの勝利宣言をした手前、対応変更には政治的なハードルが存在する。うまくいくかどうかは不透明である。しかし、感染の拡大次第では国民に動揺が広がりかねない。変異株に対して中国だけ例外というわけには当然いかず、ワクチンの効力についても国民の中で認識の変化が生じている。「ウイズ・コロナ」へと考え方を切り替える必要が生じた時、それが滞れば、消費マインドを必要以上に冷やすなど経済にも悪影響が及ぶ可能性があり、注意が必要だ。

3. 中国共産党の政治・経済運営の方向性

(1) 今後の政治スケジュール

2021年7月1日、中国共産党は、結党100周年の式典を通じ、絶対的貧困の撲滅と「小康社会」（少しゆとりのある社会）の全面的な建設の達成を成果として誇示し、今後は2049年の建国100周年に向けて、社会主義現代化国家を基本的に建設するとの目標に向けて邁進することになった。

2017年秋の第19回党大会以来、習近平指導部は「新発展段階」、「新発展理論」、「新発展枠組み」などの考え方を提示し、2022年秋の第20回党大会では今後30年間を俯瞰した発展戦略の青写真を発表する準備をしていると見られる。また、それに向けて2021年秋に開かれる6中全会（中国共産党第19期中央委員会第6回全体会議）で、その青写真の粗案が議論の俎上に載る可能性も考えられる。習近平指導部は2022年秋以降に向けて、政治的にも正念場を迎えつつあると言える。

(2) 「共同富裕」が党大会でどのように位置づけられるかが焦点か

中国共産党は、マルクス・レーニン主義を掲げる政党であり、共産主義と「共同富裕」の実現は、その目標から外れたことはない。中華人民共和国の建国後、毛沢東は発展よりも平等を重視し、政治闘争に明け暮れた結果、全国民が困窮する危うい事態に陥った。1978年12月の第11期三中全会で実権を握った鄧小平はこの路線を改め、改革開放路線を打ち出し、平等追求より、まずは発展力の強化を優先する方向に舵を切った。そして、発展力を追求する時代を「社会主義初級段階」と定義し、これが今後50年、100年続くとして、「共同富裕」の議論を一旦、棚上げにした。

しかし、最近の習近平指導部の動きは、2035年または2050年の社会主義現代化国家の建設を目指すに当たり、「共同富裕」の概念を再び提起しようとしている。習近平指導部は「質の高い発展」を目指すに当たり、格差の問題に手を付けざるを得ないと考えている模様である。

2021年8月17日に行われた中央財經委員会第10回会議では「共同富裕」があらためて提起された。ここでは、所得分配を第1次分配、第2次分配（税や社会福祉を通じた再分配）と第3次分配に分け、第3次分配では先に豊かになった個人や会社が率先して慈善活動や社会保険基金への寄付等を行うことで「共同富裕」を目指し自発的に取り組むべきであるとしている。こうした議論が今後、2022年秋の党大会までに、どういった形で落ち着いていくかはまだ見通せない。現在、正に党内外、国内外で様々な議論を呼んでいるところである。

見るべきポイントの1つは、鄧小平が1978年以降に改革開放路線を歩み出すにあたり、欲望を解き放ち、豊かになれる者が先に豊かになれば良いとした「先富論」を、習近平指導部が否定していくのか、それとも、これに対して一定の修正を加えることにとどまるのか、という点であろう。

確かに中国では、2012年秋の第18回党大会の開催前後の時期まで、拝金主義がはびこり、党幹部は権力を金に交換する「取引」を進め、子女を米英加豪州等へ留学させるのが当たり前となり、社会全体が腐敗にまみれていた。経済運営は新自由主義の影響を受け、企業活動やイノベーションが推奨される中で、若者はアリババのジャック・マー氏のように株式上場で一攫千金を狙うのが夢となった。本来、労働者と農民の党であった中国共産党は、都市化が進展する中で変質し、都市中間層が中核を担うようになった。こうした中で「共同富裕」は建前になっていた。共産党統治の正当性を追求せねばならない習近平指導部からすれば、これでは、社会主義国家としての「初心」があまりにもないがしろにされているように見えたかもしれない。

海外の華人メディアからは、習近平指導部の提起する「共同富裕」は、毛沢東路線への回帰による、行き過ぎた左傾化に繋がると強い警戒感も出ている。薄熙来重慶市書記（当時）が2009年以降、企業家や富裕層に対して行った抑圧¹をも彷彿とさせ、社会的混乱を起こしかねない。しかし、陳雲氏が1980年代に提起していた「鳥籠経済論」²の復活程度でとどまる可能性もある。この場合、毛沢東路線への回帰といった極端なところまではいかない。

中国において、社会全体をうまく管理しながら、所得や富の偏在を修正していく仕組み作りが必要であることは、間違いないだろう。しかし、それに向けた党内のコンセンサスや国民のコンセンサスが、どのように秩序立てて形成ができるか、その政治的なプロセスが注目される。

¹ 「唱紅打黒」は薄熙来重慶市書記が2009年に主導した「革命歌を歌い、黒社会を打ち叩く」との大衆運動だが、治安当局が企業家を恣意的に捕えて財産没収する例が見られた。

² 陳雲氏は経済管理に秀でた中国共産党の革命幹部（1905年生、1995年没）。改革開放初期に鄧小平が大胆な経済の自由化を主張した際、陳雲氏は党と国家による経済管理の重要性を解き、「鳥籠経済論」として有名になった。

(3) 2021年の「北戴河会議」後の変化

2022年秋の第20回党大会では、その後の5年間の中央委員会メンバーや政治局・同常務委員の選出が行われる。7席か9席という限られた政治局常務委員のポジションに誰が着き、どういった権力バランスが出現するかで、中国が今後どのような方向に進むかがある程度、示されてくる。

2021年8月前半には河北省北戴河の避暑地で現在の幹部と長老が集まり、様々な意見を交わしたと見られる。閉会後の17日に中央財經委員会第10回会議が開催されて以来、党内序列4位の汪洋中央政治局常務委員にスポットライトが当たっている。彼は2022年の党大会時には67歳であり、常務委員に残留する可能性が高い。現在は習近平氏が、党書記、国家主席、軍事委員会主席の主要3ポストを占めているが、これらは彼が永遠に独占し続けられるわけではない。どのポジションに、何時、誰が交代するかは、いつか必ず問題になる。それによって、中国の対外姿勢や政治・経済政策も変化すると見られる。党内人事バランスの変化には、今後も引き続き注目していく必要がある。

[補足] 2021年7、8月の主な出来事

月/日	出来事
7/1	中国共産党結党100周年式典が北京で挙行。習近平党総書記が重要演説
7/2	政府が配車サービス大手の滴滴出行(ディディ)に対しサイバーセキュリティー審査を開始。7/6、アプリケーションのダウンロード禁止。預託証券(ADR)価格が急落
7/20	江蘇省の省都・南京市の空港にて新型コロナウイルスデルタ株の感染者発見。南京市、揚州市で感染者増加。8月初旬には17省・市(13以上の都市)に感染拡大
7/20	河南省の省都・鄭州市にて大洪水。当局発表では市内の死者は300人超え。河南省の被災者は1400万人以上。鶴壁市、新郷市でも大きな被害が発生
7/23	習近平国家主席がチベット自治区の区都・拉薩を訪問
7/24	中国共産党・国務院が学習塾など営利目的の教育関連産業に規制導入
7/26	フードデリバリーサービス大手の美团(メイトゥアン)に対し当局が規制強化の噂。株価急落
7/26	王毅外相と米シャーマン国務副長官が天津で会談
7/28	王毅外相とアフガニスタン・タリバンのメンバーが天津で会談
7/30	中共中央政治局会議開催
8/1	米下院にて新型コロナウイルスの起源に関するレポート発表(“The Origins of the COVID-19”)
8/2	国務院が鄭州市の洪水被害に関する調査チームを組成
8/2~	「北戴河会議」開催(~8/13頃)
8/3	中国国営紙がオンラインゲームを「精神的アヘン」と批判、テンセント株下落
8/11	中共中央・国務院が「法治政府建設実施綱要(2021-2025年)」を発表
8/11	新型コロナウイルス感染の影響で寧波舟山港の一部が閉鎖(8/25再開)
8/16	アフガニスタン情勢の急変(タリバン、カブール制圧)米バイデン大統領が演説
8/17	中央財經委員会第10回会議開催。「共同富裕」、「第3次分配」をあらためて提起し、格差問題に取り組む姿勢を打ち出す。金融リスクの管理も強調。また、汪洋中央政治局常務委員・中国人民政治協商会議全国委員会主席が正式に出席
8/18	中国華融資産管理が約5カ月遅れで暫定決算を発表。戦略投資家が増資引き受けするとの見通しを公表(債務再編は実施予定なし)
8/18	汪洋中央政治局常務委員が拉薩を訪問、チベット平和解放70周年式典に出席

月/日	出来事
8/18	李克強首相が河南省の鶴壁、新郷、鄭州 3 市を視察、被災者を見舞う。水害からの復興、再生に関する特別会議を主宰
8/19	バイデン米大統領が台湾防衛に関する米国のコミットメントについて述べる
8/20	全国人民代表大会常務委員会会議（第 30 回会議）が「反外国制裁法」の香港・マカオでの適用について採決見送り
8/21	中央規律委員会が杭州市党委員会の周江勇書記の調査を公表
8/24	米情報部門が新型コロナウイルスの起源に関するレポートの非公開版を提出
8/29	著名女優、趙薇の名前・作品がネットから削除（芸能界が締め付け対象になる）
8/29	李光満氏の私的檄文が官制メディアに一斉転載され、文化大革命的手法かと話題に（人民日報は 9/8 に民営企業の重要性は不変であると強調し、一部で生じた誤解の解消に動いた）
8/30	中央全面深化改革委員会会議開催。「独占禁止を強化し、公平競争政策の実施を深く推進することに関する意見」を採択
8/30	国家新聞出版署が 18 歳未満によるオンラインゲームの利用時間制限の方針を発表

(執筆者連絡先)

公益財団法人 国際通貨研究所

梅原直樹

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

E-mail : admin@iima.or.jp

ホームページ : <https://www.iima.or.jp>

**電力不足問題が急浮上**

三菱UFJ銀行
グローバルマーケットリサーチ
シニアアナリスト 井野鉄兵

9月のレビュー

中国人民元対ドル相場は6.46台前半で取引開始。3日発表の米雇用統計の結果を受け、一時6.43台まで上昇したものの、当局による人民元高阻止のスタンスも意識され、忽ち6.46台まで押し戻された。ただ、米中首脳による電話会談が実施されたことが好感され、月央にかけ改めて強含みに推移。16日には6.43絡みの水準まで上昇した。その後、中国国内では中国恒大集団の債務問題に関心が集まり、国外では米FOMCに前後してドル高となるなかで、6.47台まで反落。しばらくは同水準を下限に底堅く推移したが、月末にかけ一段とドル高が強まるなかで、6.48手前まで下落している。対円相場は17.05で取引開始。月央までは同水準近辺での推移となった。その後、一時は16.80台後半まで下押しする場面があったものの、月末にかけては円安主導で上昇。直近5月の高値を上抜け、2018年6月高値の17.29に迫る勢いとなっている。

中国恒大問題に注目が集まる一週間

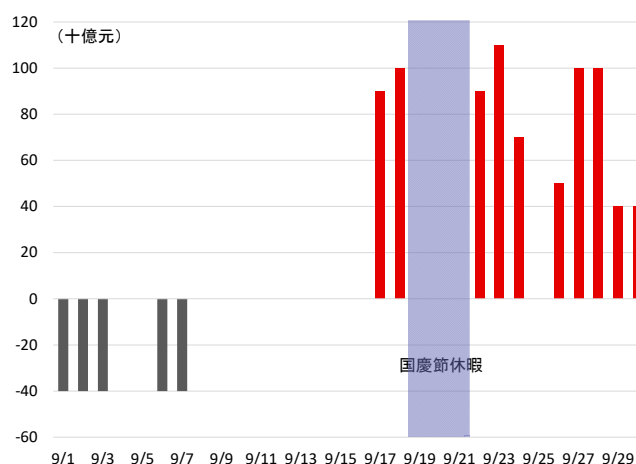
9月は大手不動産企業、中国恒大集団の債務問題に注目が集まった。問題が大きく取沙汰されて以降、年内に人民元建て債で7.08億元(≒1.10億ドル)、ドル建て債で6.31億ドルの利払いが必要な状況であった(第1表)。すでに9月23日に、人民元建て債で2.32億元(≒0.36億ドル)、ドル建て債で0.84億ドルの利払い期日が到来した。人民元建て債の利払いについては履行された模様だが、ドル建て債の利払いは実行されなかった模様だ。ドル建て債には、30日間の利払い猶予期間が設定されていることから、当該期間中の事態打開を図ることとしたようだ。これに対し、中国当局は、中国恒大集団に対し、ドル建て社債のデフォルト回避を指示。中国人民銀行は中秋節休暇明けも連日のように流動性供給を強化し、金融面での不安拡大の抑制に努めている(第1図)。また、27日に公表した声明では、「住宅購入者の正当な権利を保護する」と宣言。直接的に中国恒大集団を支援するものではないが、水面下で事態に対処することを示唆したと言えよう。28日には、政府が政府系企業等に同社保有の資産を買い入れるよう要請したとの報道があった。すると翌29日には、中国恒大集団が、保有する地方銀行株を99.9億元(15億ドル程度)で売却すると発表。29日の資産売却決定で、23日から猶予期間に入っているドル建て債の利払い分を含め、年内に予定されている利払いは履行できる可能性が高まった。もちろん、事業継続にかかる運転資金等の支払いもあるため、現時点で確実と言えるものではないだろう。ただ、当該地銀株式以外にも、複数の政府系企業が同社保有資産の査定を行ったとの報道もあり、デフォルト回避に向けて動き始めているとは言えそう。

第1表：中国恒大集団の利払いスケジュール

利払い日	通貨	利払い額	元本	償還期日
9月23日	人民元	2.32億元	40億元	2025年9月23日
	ドル	0.84億ドル	20.3億ドル	2022年3月23日
9月29日	ドル	0.48億ドル	10億ドル	2024年3月29日
	ドル	0.69億ドル	14.5億ドル	2022年4月11日
10月12日	ドル	0.43億ドル	8.5億ドル	2023年4月11日
	ドル	0.37億ドル	7億ドル	2024年4月11日
10月19日	人民元	1.22億元	21億元	2025年10月19日
10月30日	ドル	0.14億ドル	3億ドル	2022年1月30日
11月8日	ドル	0.42億ドル	6.5億ドル	2022年11月6日
	ドル	0.41億ドル	5.9億ドル	2023年11月6日
12月28日	ドル	0.50億ドル	13.4億ドル	2023年6月28日
	ドル	2.05億ドル	46.8億ドル	2025年6月28日

(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第1図：9月中の人民元日次金融調節（ネット）



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

電力不足が経済活動の足かせに

中国恒大集団問題の傍らで、国内では電力不足が深刻化し、製造業の操業など経済活動に影響を与えている。すでに、日系を含む外資系企業の工場稼働にも制約がかかっているほか、北京や上海といった大都市でも計画停電が実施されるとの報道もあり、消費など経済活動全般へのダメージとなる可能性がある。今年ここまで、昨年来の人民元高進行、年序盤の引き締めの金融状況、コモディティ価格の上昇によるコスト高、政府当局による不動産価格抑制に加え、新型コロナウイルス感染拡大による移動制限や、港湾機能の低下によるボトルネックなどが重なり、中国経済の成長は鈍化してきた。ここに電力不足が加わり、一段の景気減速が懸念されるということだ。実際、30日に発表された9月分の政府版製造業PMIは、昨年2月以来の50割れとなっている。人民銀はこのほど、仮想通貨の取引を禁止としたが、いわゆる「マイニング」に際しての電力消費を抑制する狙いがあるとも指摘されている。

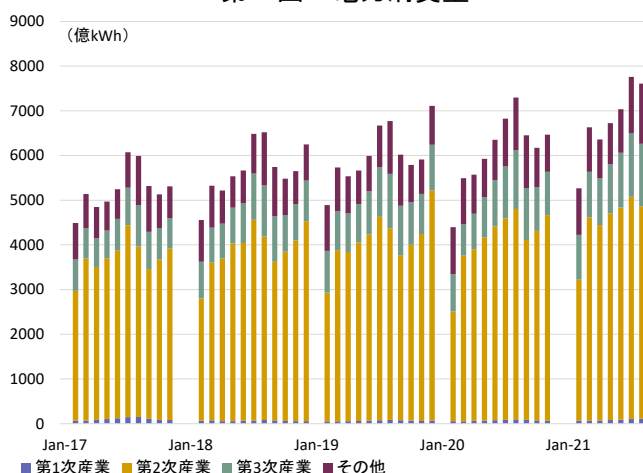
中国政府は昨年、2060年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を掲げた。このため地方政府は、発電所の稼働を制限し、エネルギー消費の削減に動き始めている。一方、国内の電力消費は、昨年来の経済状態の急回復もあって、コロナ禍でも趨勢的な拡大基調が維持されてきた（第2図）。このため、かねて需給のひっ迫が懸念されていたものだ。現状、中国の電源は大部分を石炭火力に依存する（第3図）。足もと急速に電力不足が社会問題化しているのは、これら背景に加え、主な輸入元であるインドネシアからの供給が細ったことで、石炭の調達が進まなくなっているためと報じられている¹。影響の及ぶ吉林省では、地場電力会社に対し、ロシア、モンゴル、インドネシアといった国から石炭の確保を進めるよう指示したとのことだ。また、国有送電会社も電力不足解消に向けた総合的な対策を実施するとしている。もっとも、石炭供給の拡大等を通じた電力不足の解消が見込まれるとの情報は得られていない。

なお、今回の石炭不足は、外交事情も関係していると考えられる。中国は、新型コロナウイルスの起源を巡る豪州との関係悪化から、昨年終盤以降、豪州からの石炭輸入を非公式に禁止。昨年12月には禁輸措置を公式化した。このため、今年に入ってから、（豪州側統計によると）豪州から中

¹ インドネシアでの天候不順が原因との報道がある一方、インドネシアでは8月に複数の国内石炭会社が国内供給義務を充足していないとして輸出禁止措置を講じており、中国向け輸出が減少したことも考えられる。

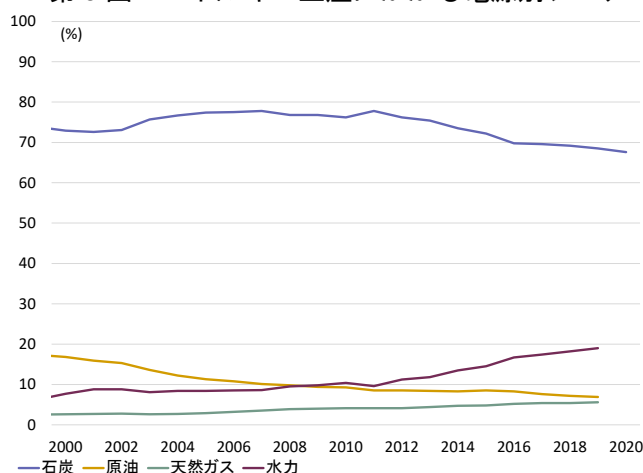
国への石炭輸出はゼロの状態が続いている。中国としては、その分を補うべく、インドネシア等からの輸入を拡大してきたと推察される。今回の供給制約は、そうした代替地からの輸入に支障が出たものといったところだろう。これまでのところ、豪州との外交関係が改善した様子は何もない。むしろ、直近では、米国で日米豪印首脳会談が実施されるなど、豪州は中国との対峙姿勢を強めるかのような動きをみせている。また、豪州としても、石炭の大口輸出先である中国向けがゼロとなっても、インド等への輸出を拡大させており、輸出量は概ね維持できている²。さらに、中国が豪州からの調達を制限したことも影響して国際的な需給が歪んだ結果、価格が急上昇していることの恩恵も受けている。かかる状況を踏まえると、中・豪両国が、石炭貿易を念頭として直ちに歩み寄るといった環境ではなさそうだ。

第2図：電力消費量



(資料) 中国国家エネルギー局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第3図：エネルギー生産にかかる電源別シェア



(資料) 中国財務省より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

対内証券投資は流出しないまでも、流入が細る可能性

折からの中国経済減速に加え、9月は中国恒大問題や電力不足問題といった、人民元相場にもネガティブと考えられる材料が重なったと言える。しかし、実際のところは、対ドル相場が概ね横ばい圏での推移、対円ではむしろ強含みに推移した。その点、9月はカレンダー要因が人民元相場を下支えした面もあると考えている。つまり、中秋節や、10月1日からの国慶節といった大型連休を控えて、人民元資金需要が高まりやすい環境だったということだ。国内資金市場のみならず、外国為替市場においても人民元調達を図る動きがあったことが、人民元安の動きを抑制したということだ。この文脈で考えると、国慶節の連休明けから本格始動する10月は、その反動から人民元資金ニーズの剥落と人民元安に注意が必要だろう。

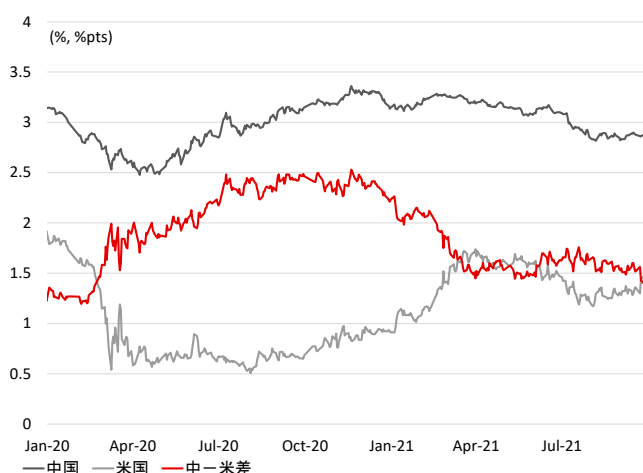
一方、中期的には、これまでよりも米国との金融政策スタンスの差が意識されそうだ。FRBは11月にも資産買入の縮小に着手する意向を表明し、来年末にも利上げに踏み切る可能性がある。翻って中国は、直近でも人民銀の藩副総裁が「穏健な金融政策」を維持し、大規模な刺激策はとらないといった趣旨の発言を繰り返すものの、7月に預金準備率の引き下げを実施するなど、実際の金融政策スタンスは緩和バイアスがかかっていると見ていいだろう。この先、年末にかけては、景気下支えの必要性もあり、地方債の発行がより増えていくと考えられる。人民銀としては、この動き

² 豪州の石炭輸出状況については豪ドル見通しの項を参照されたい。

をサポートすべく、引き続き、預金準備率の再引き下げ等の事実上の金融緩和的な措置を講ずることを検討していくこととなる。

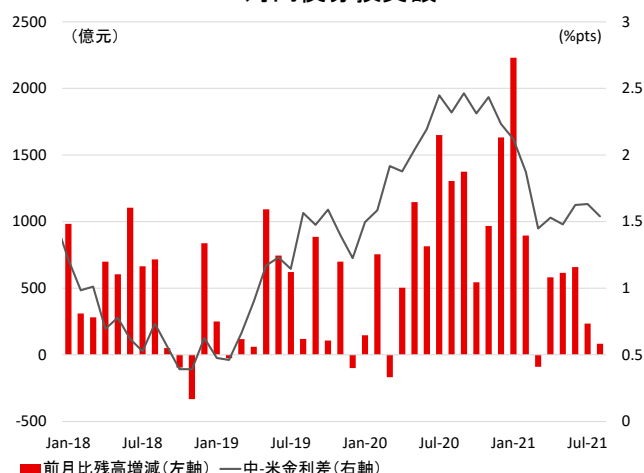
こうしたなかで、中・米長期金利差は改めて縮小する方向に動き始めている（第4図）。昨年来の人民元高は、相対的な金利水準の高さが材料視されていた面があることを踏まえると、金利差の縮小が一段と進めば、国外投資家の資金流入が細り、ここもとのレンジを超えるような人民元安に至るきっかけになり得るだろう（第5図）。

第4図：中・米長期金利



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第5図：中・米金利差とボンドコネクトを通じた対内債券投資額



(資料) Bond Connect, Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

人民元安リスクがやや拡大している状況

このように、人民元相場の需給はやや人民元安方向に傾きつつあるが、中国国内事情に鑑みると、引き続き、とりわけ対ドル相場での安定が望まれやすい環境だ。電力不足の要因となった石炭を例にしても、その価格は原料炭、一般炭ともに上昇圧力がかかったままとなっている（第6図）。その他、原油をはじめとする商品価格は依然として高止まりあるいは上昇している。中国政府はこれまで、商品価格上昇等によりひっ迫している企業の原材料調達環境を改善すべく、国家戦略金属備蓄の放出などに取り組んできている。したがって、外輸出競争力の観点では、昨年来の人民元高を解消する動きは歓迎されようが、多くの国際商品価格がドル建となっていることもあり、一方的な人民元安は許容しづらいという環境が続いている。よって、望むべくは当面、対ドル相場を現状の 6.45 から 6.50 のレンジにとどめたいところだと推察される。

ただし、足もとではドル高気味となるなかで、人民元の対ドル相場が横ばい圏の推移となっているため、ドル高に連動する格好で実効相場ベースでは人民元高が進行。CFETS 人民元指数も 99 台後半まで上昇し、2016 年 1 月以来の 100 台到達も視野に入っている（第7図）。人民銀はこれまで、人民元相場を「合理的かつ均衡のとれた水準」に保つとしてきた。9 月の四半期通貨政策委員会声明でも、このスタンス維持を明記しているが、やや説明がつきにくい水準になりつつあると言えよう。この点も踏まえると、やはり対ドル相場ではやや人民元安に調整する必要があるようだ。したがって、当方としては従来の対ドル相場で概ね横ばい推移の予想レンジは維持するが、これまでよりもやや人民元安リスクが高まっているとの見方をとることとする。

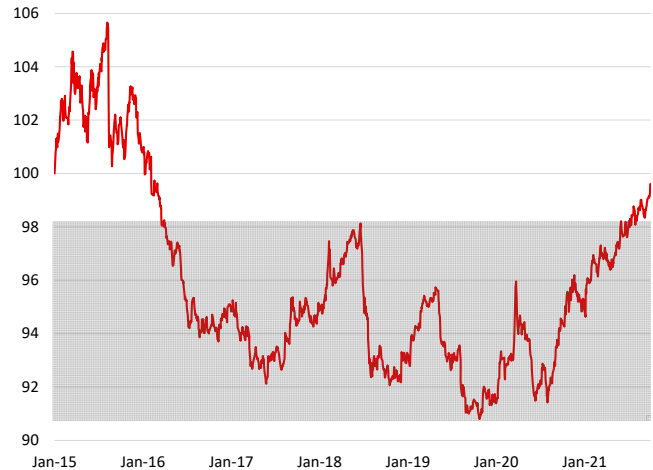
対円相場については、足もとの円安も相俟って、人民元指数同様にやや人民元高方向に推移している。ただ、今後は、人民元指数の押し下げが意識される局面になるとの考えから、対円相場の上値は引き続き限定的と考えておきたい。

第6図：石炭価格



(資料) China Coal Resource より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第7図：CFETS 人民元指数



(資料) Bloomberg より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

予想レンジ

	21年10月～12月	22年1月～3月	4月～6月	7月～9月
USD/CNY	6.40～6.60	6.35～6.75	6.35～6.75	6.35～6.75
CNY/JPY	16.6～17.4	16.5～17.3	16.4～17.2	16.3～17.1

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2021年9月30日)

(執筆者連絡先)
 三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ
 シニアアナリスト 井野鉄兵
 Tel : 03-6214-4185 E-mail : teppei_ino@mufg.jp



「華南ビジネス最前線」
第51回 ～香港情勢アップデート 先鋭化する制裁合戦とレピュテーションをめぐる戦い

三菱UFJ銀行
 アジア法人営業統括部
 アドバイザリー室

2019年逃亡犯条例デモ以降、《香港国家安全維持法》¹（以下、国安法）の施行をはじめ、香港では散発的に様々な政治イベントが発生し、徐々に政治面における中央政府の統制が強まっている。だが、国安法施行以来、香港のビジネス環境に特段の変化は見られず、企業のセンチメント悪化を除けば、企業活動は平静を維持している。むしろ、メディアを通じて香港のレピュテーション悪化を強く感じている状況だ。

この背景には、米中両国政府が複雑な国内政治情勢を抱え、互いに弱みを見せられないこと、香港のビジネスを守る意思がありながら表立ってはできないこと、また商業メディアの反中バイアスによりネガティブ報道が発信されやすいこと、といった事情があろう。加えて、複雑化・長期化した香港情勢の体系的理解には根気強い観察が必要であり、散発的・断片的な事象からはネガティブな動きばかりが目立つようになるのは避けられない。本稿では、日本での情勢認識と実態の間のギャップが広がる中、香港情勢理解の一助となるべく1つの視点を提示したい。

1. 弊行メインシナリオ

弊行メインシナリオのポイントは、①香港ではビジネス分野における「一国二制度」が堅持されること、②米中間の「レトリックや制裁合戦」は先鋭化しつつも、両国間の経済関係を破壊するような事態には至らないこと、その結果、③在香港外資企業の大量撤退は発生せず、国際金融ハブとしての機能が維持されること（図表1）。

図表1 弊行メインシナリオ

①一国二制度	②米国の制裁	③外資企業動向
<ul style="list-style-type: none"> ▪ ビジネス分野での「一国二制度」が維持され、香港の税制、経済諸制度、金融システム(米ドルペッグ含む)は変更されない 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 実質の経済、金融に大きな影響の制裁は発動されない ▪ 香港制裁についての諸外国協調にまで至らない 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 政治統制強化によるビジネスへの懸念は徐々に沈静化 ▪ 大規模な外資撤退、資金流出、人材流出は発生しない
今後の注目ポイント： ☞経済諸制度や経済面への中央政府の介入有無に要注目。特に司法の独立性、自由な情報流通	☞今後も政治イベントの度に米制裁が発動される見通し。制裁に対する米政府の意図を慎重に判断	☞外資企業の大規模撤退は資金フローに与える影響が大きく要注意

¹ 詳細は弊行当室が発行した[ニュースフォーカス 2020年 第8号](#)を参照。

香港にとって外資企業の存在が極めて重要であり、大規模な外資企業撤退が生じれば、資本流出による香港ドル減価、株や不動産など資産価格下落など、香港経済に大きな打撃になる。従って、そのような状況に繋がるような米中両政府の動きがないかどうかをウォッチして情勢を見極めることが重要になる。

2. 米中制裁合戦の全体像

米国の対香港制裁は、中国政府の香港に対する統制強化を受け、厳しい対応を求める米国国内の世論に配慮しつつ、経済活動への影響を抑制する意図で行われてきた。足元では、米中とも制裁・報復の枠組みを一段と強化しており、今後はどのように運用されるのかに注目が集まっている。

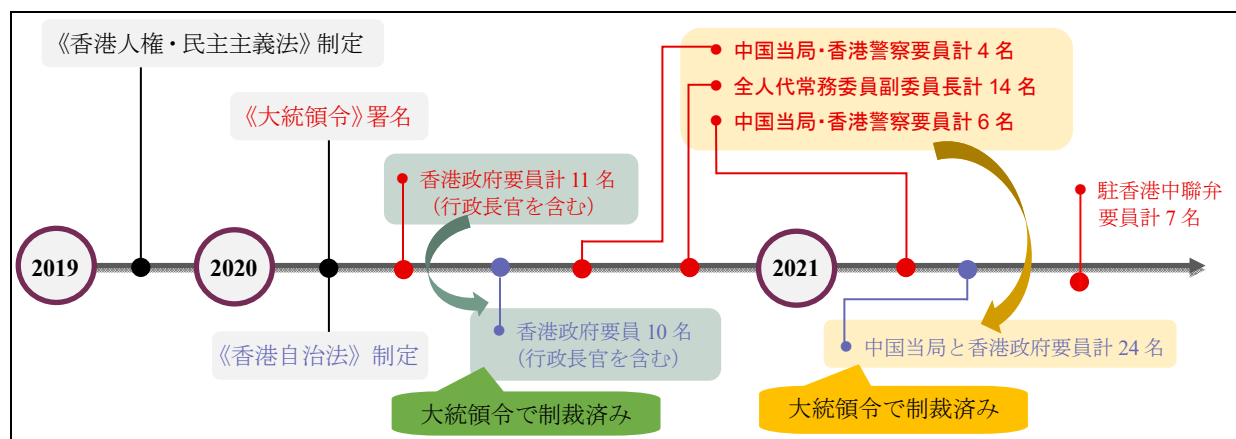
【これまでの米国の対香港制裁】

米国の対香港制裁には《香港自治法》² と《香港人権・民主主義法》³ の全く異なる2つの枠組みがある。2020年7月に施行された香港自治法は、香港の高度な自治を脅かす**特定個人（一次制裁）**、その個人と取引を行う**外国金融機関（二次制裁）**に制裁を加える仕組みとなっている。金融機関を対象とする「二次制裁」があることから、国際金融センターとしての香港に打撃を与えうるとして「懸念報道ラッシュ」の火種となった。

特定個人に対する制裁内容としては、《香港人権・民主主義法》（大統領令）の制裁は米国内資産凍結を含み、OFAC⁴制裁に該当する。国際金融機関の慣行として、特定個人・法人がOFAC制裁対象者リスト（OFAC SDN リスト⁵）掲載されると、それらの制裁対象個人・法人との取引は即停止されるのが一般的だ。

米国は香港制裁発動に際し、まず大統領令制裁を発動し対象個人をOFAC SDN リストに掲載し、数カ月後に同じ人物を香港自治法でも追加制裁するというパターンを踏襲してきた（図表2）。そのため、《香港自治法》に基づく二次制裁対象金融機関を調査した段階では金融機関との取引は既になくなっており、制裁対象金融機関は「該当なし」と報告されることになる。これは米政府が香港自治法の金融制裁を事実上骨抜きにするカラクリだ。

図表2 米国制裁対象者の公表タイムライン



² 詳細は弊行当室が発行した[ニュースフォーカス 2020年9月号](#)を参照。

³ 詳細は弊行当室が発行した[ニュースフォーカス 2019年15号](#)を参照。

⁴ OFACとは、Office of Foreign Assets Control, U.S. Department of Treasury（米国財務省 外国資産管理局）の略称であり、米国の対外経済制裁を管轄する。

⁵ SDN（Specially Designated Nationals and blocked Persons：資格停止者）リストは、米大統領令に基づく資産凍結措置を実行する際、OFACの特別指定国民およびSDNリストに対象個人が追加され、制裁が実行される。

制裁発動回数だけを見れば米政府は執拗に対香港制裁を実行しているように見えるが、実際には香港自治法の二次制裁は一度も発動されていない。このように、金融制裁リスクに対する経済界の懸念に反し、米政府が米中経済関係や米企業のビジネス活動に配慮していることは明白だ。

【足元の米中間制裁合戦】

政権交代後も米国の対中強硬姿勢が続いている。香港民主派紙「アップル・デイリー」の廃刊に対応し、2021年7月16日にバイデン政権は香港でビジネスを行う米企業に対して①国安法の施行状況、②データプライバシー、③情報アクセスと透明性、④米国への反制裁措置における「4つのリスク」を提起する警告を発した。警告内容に目新しさはなく、識者の間でも「米国の手詰まりを象徴する」との捉え方が多かったが、外国企業のセンチメント悪化に繋がったことは否めない。米国は新疆ウイグル問題でも同様の警告を行っており、この辺りから多国籍企業や投資家のリスク回避的な心理に訴えかけるような「中国のレピュテーションを悪化させる」戦略へのシフトを窺わせる事例が増加している。

現在の米国の動きで注目されるのは、2021年6月8日に米国上院で可決された《米国イノベーション・競争法案》である。この法案は複数の法律を包含しており、米国ハイテク産業に対する補助金給付のほか、対中対抗措置としていくつかの強硬措置が含まれる。なお、同法案は2021年秋以降に何らかの形で成立するとの観測が強い。

一方、中国は、上記《イノベーション・競争法案》の審議進展に対抗する形で2021年6月10日に《反外国制裁法》を施行した(図表3)。2019年以降、エンティティ・リストなどトランプ政権の対中輸出規制強化に応じて《信頼できないエンティティ・リスト》などの法整備を行ってきたが、《反外国制裁法》はその上位規定の位置づけだ。同法制定の目的は、導入済みの米国の対中規制・制裁に報復することではなく、今後導入され得る新たな制裁に対し、対抗措置を準備し意思を示すことによって抑止力を発揮することが主眼と考えられる。任意規定が多く当局裁量があることも、抑止力に繋がろう。

図表3 米国イノベーション・競争法案と中国反外国制裁法

米国 《イノベーション・競争法案》	中国 《反外国制裁法》
<p style="text-align: center;">ハイテク産業振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 半導体、AI、通信等ハイテク企業に補助金給付 <p style="text-align: center; font-size: 2em;">+</p> <p style="text-align: center;">包括的対中対抗措置</p> <p>「中国の挑戦への対抗法案」:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ エンティティ・リスト規制の一部をOFAC制裁に格上げ、対象企業は海外事業継続が困難に <p>「戦略的競争法案」:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ より厳格な制裁プログラムの適用 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 外国への報復措置に法的根拠を与えるために制定され、多くの内容は「信頼できないエンティティ・リスト」、「中国輸出管理法」等と重複 ▪ 外国制裁に従う企業は「報復リスト」対象に ▪ 「報復リスト」対象者・関連者は入国禁止、中国国内の資産凍結、中国組織・個人との取引禁止等措置がある ▪ 報復措置において、中国域内所在外資企業に協力を義務づけ <p style="text-align: center; background-color: #fff9c4; border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">香港への適用拡大を検討中</p>

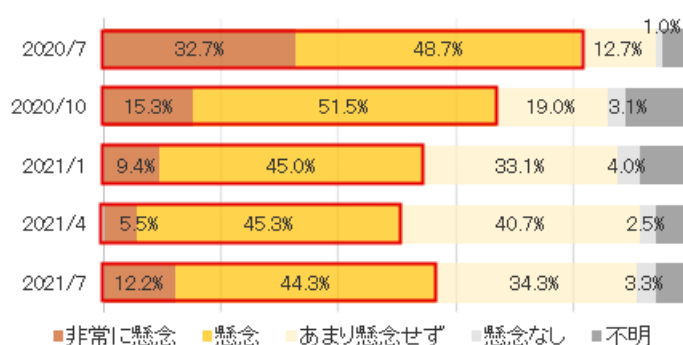
2021年7月下旬に《反外国制裁法》の香港への適用拡大の可能性が報道されると、香港経済界からは大きな懸念の声が上がった。企業や金融機関が米中の板挟みになるとの報道も多くなされた。結局、8月中旬の全人代常務委員会では、反外国制裁法の香港適用決定は見送られたが、産業界からの反響(=香港のレピュテーション悪化を懸念する声)が極めて大きかったことがその背景にある模様である。

今後の立法プロセスは明らかになっていないが、これまでの動きや香港政府要人の発言から、適用拡大が実現するとすれば、本土法の単純適用（香港基本法への差し込み）でなく、香港独自立法になる可能性が高そうだ。独自立法に際しての注目点としては、①報復発動に関する香港政府の裁量をどこまで認めるか、②金融市場の保護・安定性維持といった理念に関する記載の有無、③報復措置発動の要件や報復内容などの明文化の有無といった点がレピュテーションへの波及という観点から重要となる。

3. レピュテーション悪化による影響

香港日本人商工会議所、ジェトロ香港と在香港日本国総領事館が共同で行っている日系企業への定期的なアンケート調査(図表4)によると、日系企業の国安法に対する懸念は徐々に改善傾向であったが、2021年7月調査では若干悪化した。「アップル・デイリー」廃刊直後の調査であったことから、その影響が顕著に表れたものと解釈されているが、これが一時的な現象なのか、趨勢的な企業センチメントの悪化を示すのか、次回以降の調査で継続的な確認が必要だろう。

図表4 在香港日系企業の国安法に対する懸念度の推移



より長期的視点で香港情勢を見ると、米中制裁合戦が香港のレピュテーション悪化に繋がることを認識することが不可欠となり、ネガティブ報道の増殖から如何にビジネス、金融ハブとしての「香港ブランド」を守ること、企業の事業意欲を維持すること、評判悪化を食い止めることが香港政府・香港産業界の課題になるだろう。また、米中制裁合戦によって目前のビジネス活動に影響が出ていないとしても、制裁がもたらす長期的な企業センチメントへの影響を確認することがますます重要になっている。

4. 今後の見通し

米国の《イノベーション・競争法》が成立すれば、対中強硬姿勢強化のための枠組みは整う。だが、米国企業経済活動への配慮から、米政府は制裁発動においては慎重姿勢を維持すると想定される。一方、中国の経済成長持続には外資企業の対中投資が引き続き不可欠であり、《反外国制裁法》の発動についても外資企業が過度に不安視する事態を自ら招くことは回避するものと考えられる。従って、米中摩擦の先鋭化はあくまで表面上のものであり、実態企業活動への影響は限定されよう。香港についてもこれまでと同様、平常どおりの経済活動が維持されると予想される。

しかし、逃亡犯条例デモ勃発から2年強、コロナ禍で香港と外国との往来が事実上途絶えてから1年半が経過し、海外の人々の中で現在の香港を実体験した人は非常に少ない。そのため、現在の香港が「ほぼ平常」であるという「現地の肌感覚」を本国に報告しても、自分の目で見て体験するのに勝る説得力は得られず、どうしてもメディアからの情報に影響されやすくなる。これが香港のレピュテーション低下に繋がる。

こうした状況下、香港政府がレピュテーションの回復に苦心しているのは明らかな状況だ。《反外国制裁法》については、香港のレピュテーションへの影響甚大との懸念から一旦先送りされた。しかし米国側は、短期的には香港金融市場を守りつつも、長期的には投資対象としての魅力を低下さ

せ企業が自然に離れるように仕向けるべく、香港のレピュテーションを攻撃している。このままでは、目の前の経済活動がいくら正常でも、長期的な発展の展望を描くことが困難なのは明白だ。香港政府肝入りの大湾区政策も外資企業の視点では本格始動しているとは言い難い。

レピュテーション回復に向け、香港政府は2022年から外国でのPR活動（「香港再出発」計画）を本格展開すると伝えられる。ただし、逃亡犯条例以来のこれまでの経緯や、海外メディアのネガティブ報道により、香港政府から発せられる強気一辺倒のメッセージに対するグローバル社会の信頼感が高いとは言えない。香港政府は一度虚心坦懐にネガティブ情報も自ら発信するなどの信頼回復を行い、中央政府と共同歩調で課題解決の道筋をつけるような新戦略を策定することが不可欠だと思われる。

また、世界各国でコロナ禍から経済活動が徐々に回復する中、ワクチン接種率上昇とともに外国との往来再開が少しずつ始まっている（シンガポール等）。香港はこれまで厳しい隔離政策により「ゼロコロナ戦略」に成功してきたが、これによる極端な往来の減少が香港の実態を認識する外国人の減少を招いた面もある。レピュテーション回復戦略の一環でコロナ対応の見直しも行えば、ビジネス・金融ハブとしての香港のあり方を再評価することに繋がる。

今後も米中間の緊張関係先鋭化と、香港のレピュテーションを低下させる散発的な政治イベントと、ほぼ正常どおり動き続ける経済活動の間で、香港はもがき続けることになる。当室では、今後も在香港日系企業と潜在進出企業の不安を払拭するべく、米中関係と香港政府の動きを注視して情報提供を行いたい。

三菱UFJ銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室
住所：9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
Email：Kana_hm_chan@hk.mufg.jp
TEL：852-2823-6649

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。



税務会計: 海南洋浦保税港区での先行実施 ——加工による付加価値付き貨物の国内販売優遇政策の公布

KPMG中国
華中地区日系企業サービス
税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

背景

2020年10月の月報では、2020年6月1日付けで公布された「海南自由貿易港建設全体案」(以下「全体案」)を紹介し、自由貿易港における革新的な政策概要を説明した。全体案の重要な内容の一つとして、自由貿易港と内陸との貿易に関する政策があり、奨励類産業企業が生産し輸入部材を含まない貨物、または輸入部材を含み、かつ海南自由貿易港での加工による付加価値が30%以上(30%を含む)の貨物に対して、「二線(自由貿易港と中国国内の他の区域との境界線)」から国内販売に移行した場合、輸入関税を免除し、規定通りに輸入増徴税と消費税を徴収する内容が含まれている。

「全体案」を徹底的に実施し、洋浦保税港区の先行実施の役割を十分に発揮するため、税関総署は、2021年7月8日付けで「洋浦保税港区における加工による付加価値付き貨物の国内販売に係る税関の租税徴収管理暫定弁法」(以下「暫定弁法」)(署税函〔2021〕131号)を公布した。また、海口税関も2021年7月13日付けで「洋浦保税港区における加工による付加価値付き貨物の国内販売の租税徴収管理に係る税関の実施暫定弁法」(以下「実施弁法」)(海口税関公告2021年第2号)を公布し、関連実務要件を明確にした。加工による付加価値付き貨物の国内販売に係る関税免除政策は、海南自由貿易港が国内の大きな「循環」(生産・分配・流通・消費を貫く中国国内におけるフロー)と国内外の二つの「循環」(フロー)の促進に積極的な効果を発揮し、地域バリューチェーンの重要な接点としての役割をよりよく果たせるとともに、国内外の資本を利用したハイテク産業の発展、海南の産業チェーンのインフラ力の向上、先端技術の波及効果の獲得において重要な意味を持つ。

KPMGの所見

本「暫定弁法」は、貿易投資の自由化と利便化に焦点を当て、ハイレベルな自由貿易港に適合する政策制度システムを構築し、国際的に競争力と影響力を持つ自由貿易港を建設する。洋浦保税港区における「一線(国境線)」開放、「二線(自由貿易港と中国国内の他の区域との境界線)」確保という政策制度システムはより完備され、先行実施の重要な役割を果たし、次のステップであるより広範囲な実施、ひいては全域ゼロ関税適用に向けて経験を蓄積し、ストレステストの実施に寄与する。

加工による付加価値に関連する政策の徹底実施は、保税港区における製造業の発展を大きく促進し、新たな経済成長点の開拓にもつながる。企業にとっては、税負担が大幅に軽減され、製品価格優位性も高まる。消費者にとっては、より安い製品を購入できるようになり、国内外の二つの「循環」(フロー)を促進する。

輸出入企業は、特に下記の内容に注目すべきである。

【図表：優遇対象企業の種類と優遇対象貨物の種類】

優遇対象企業の種類 (すべての条件を同時に満たす)	優遇対象企業の種類 (すべての条件を同時に満たす)	優遇対象貨物の種類	優遇対象貨物の種類
	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 奨励類産業企業 ❖ 洋浦保税港区で登録登記した企業 ❖ 独立法人資格を有する企業 ❖ 洋浦経済開発区管理委員会に届出済みの企業 		<ul style="list-style-type: none"> ❖ 輸入部材を含まない貨物、または、 ❖ 輸入部材を含み、かつ加工による付加価値が30%以上の貨物

このうち、

- **奨励類産業企業**とは、海南自由貿易港の奨励類産業目録にある産業項目を主要業務とする企業であり、かつ主要業務による収益が企業収益総額の60%以上を占める企業である。
- **輸入部材**とは、輸入納税手続きを行っていない中国国外から自由貿易港に輸入された貨物である。
- **加工による付加価値が30%以上**とは、届出済みの企業が、洋浦保税港区内で輸入部材を含む貨物を製造・加工した後の付加価値部分が、輸入部材と保税港区外で国内購入した部材の合計価値の30%以上(30%を含む)であることを指す。
- 上記政策は、洋浦保税港区における半完成品の保税取引の合計付加価値部分が30%以上の貨物の国内販売にも適用される。

加工による付加価値が30%以上であることは、以下の計算方法とプロセスにより求める。

1. 自主計算：加工による付加価値付き貨物は、下記の計算式を用いて計算される。

$$x = \frac{\text{貨物の保税港区外での国内販売価格} - \Sigma\text{国外輸入部材価格} - \Sigma\text{保税港区外で購入した国内部材価格}}{\Sigma\text{国外輸入部材価格} + \Sigma\text{保税港区外で購入した国内部材価格}} * 100\% \geq 30\%$$

2. 如実に申告する：企業は、貨物が保税港区外で国内販売される前に、規定通りに税関で加工による付加価値の申告手続きを行わなければならない。
3. 番号の形成：税関システム上で上記加工による付加価値付き貨物の国内販売に対する輸入関税免除の確認番号が自動的に形成され、届出済み企業はこの番号を保税港区外にある国内輸入企業に通知する。

本「暫定弁法」では洋浦保税港区における加工による付加価値付き貨物の国内販売に係る租税徴収政策を明確にしたものの、下記事項にも留意すべきである。

- 奨励類産業企業が生産し、輸入部材を含むものの加工による付加価値が30%未満の貨物を保税港区外で国内販売する場合、現行の総合保税港区の国内販売に係る選択的関税徴収政策を享受する。
- 加工による付加価値が30%以上の貨物を保税港区外で国内販売する際、下記のいずれかに該当する場合は、輸入関税の免除対象外となる。

- ❖ 国外輸入部材が関税割当管理対象に該当する場合。
- ❖ 混合、包装変更、分割、組み合わせ包装、切削、簡単な研磨または簡単な切断などの1種または複数種の微細加工もしくは処理しか行われていないもの。
- ❖ その他、関連規定に基づき輸入関税を徴収すべきもの。
- 「暫定弁法」と「実施弁法」では、生産過程において使用した部材以外の関連費用（ロイヤリティ、サービス料など）の集計及び計算方法について具体的に規定しておらず、今後さらなる明確化が待たれる。

KPMGのご提案

KPMGは、今回公布された「暫定弁法」を踏まえて、各企業が下記行動を取られるよう提案する。

- 既に洋浦保税港区で登録している企業は、「暫定弁法」と「実施弁法」を十分に理解した上で、関連する優遇政策を享受できるように自社の事業展開を事前に評価し、サプライチェーンを合理的に調整されるよう提案する。
- 洋浦保税港区で登録していない企業は、できる限り早くフィージビリティスタディを実施し、自社の実状とビジネスニーズとを合わせて考慮し、洋浦保税港区及び海南島での事業展開を事前に計画されるよう提案する。
- 加工による付加価値付き貨物の国内販売優遇税制を享受する一方で、特に輸入貨物の価格審査、品目分類などのコンプライアンス関連事項にも留意されるよう提案する。
- 海南の全域特殊税関管理区域適用など、海南自由貿易港の関連支援政策の今後の進展に留意し、事前に計画し、優遇政策を十分に享受できるよう提案する。

また、税関が現在公布している付加価値比率の計算式では、貨物の国内販売価格と部材の購入価格のみを取り上げているため、税関が後続する検査において、区内企業が運営過程で購入したサービス（無形財）及び各種無形投入コストなどを如何に処理するかについては、関連する実施細則をさらに考察する必要がある。なお、上述のサービスや無形投入、または実体のある貨物にかかわらず、その売買価格は、いずれも区内企業と国内外の関連者との間の移転価格税制に係る価格設定が合理的であるかどうかという問題につながる可能性がある。このため、企業は国境・エリアを跨ぐサプライチェーンの川上と川下を全面的に考慮し、税務や税関の価格評価などの観点から総合的に評価する必要がある。

KPMGは、企業に海南自由貿易港の政策動向を引き続き注視し、必要に応じて専門機構からのサポートも受け、サプライチェーンを調整・最適化し、ゼロ関税及び低税率政策を十分に利用して、自由貿易港の優遇政策による相乗効果を享受できるよう提案する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐 潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路1266号 恒隆広場ビル225F

Tel : +86-21-2212-3678 E-mail : jie.xu@kpmg.com



スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では8月中旬から9月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部、それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[法律]

【情報管理】

○「中華人民共和国個人情報保護法」(国家主席令第91号、2021年8月20日公布、同年11月1日施行)

個人情報の保護に関する法律。この法律は、中国国内で個人情報を取り扱う活動に適用されるが、国外において国内の個人に対し製品またはサービスの提供を目的とする場合や国内の個人の行為を分析・評価する場合にも適用するとされている。すでに施行されている「ネットワーク安全法」(2017年6月1日施行)、「データ安全法」(2021年9月1日施行)とともにデータの保護を目的としており、主にインターネット上で製品・サービス販売のプラットフォームを運営する業者の個人情報の取り扱いを規制したものと見られるが、一般の企業が個人情報を取り扱う場合にも適用される。施行後の実際の運用動向に注意を要する。

■本法の主な規定は、以下の通り。

- 個人情報とは、電子またはその他の方法で記録された、すでに識別されている、または識別が可能な自然人に関わる各種情報で、匿名化処理をした情報は含まない。また、個人情報の取り扱いとは、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除などを含む。
- 個人情報の取り扱いは、明確で合理的な目的があり、かつ取り扱う目的と直接の関係がなければならず、個人の権利・利益への影響を最小とする方法を採らなければならない。
- 個人情報の取扱者は、個人情報を取り扱う活動に責任を負い、必要な措置を講じて取り扱う個人情報の安全を保障しなければならない。
- 個人情報の取り扱いは、a) 個人の同意を得た場合、b) 個人を当事者とする契約の締結・履行に必要な場合、または労働規則・制度、集団契約に基づく人的資源管理に必要な場合、c) 法定の職責または義務の履行に必要な場合、d) 突然の公衆衛生事件の発生への対応または緊急の状況下で個人の生命・健康および財産の安全の保護に必要な場合などのいずれかに該当することを条件とする。
- 個人情報の保存期間は、法律・行政法規に別段の規定がある場合を除き、取り扱いの目的を実現するために必要な最短時間とする。
- 個人情報の取扱者が個人情報を利用して自動意思決定(コンピュータプログラムにより個人の行為・習慣、趣味・嗜好または経済、健康、信用状況などを自動的に分析、評価

	<p>し、かつ決定する活動)を行う場合には、意思決定の透明性と結果の公平・公正を保障しなければならない、個人に対して価格などの取引条件で不合理な差別的取り扱いをしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 敏感な個人情報(生体情報、信仰、特定の地位、健康・医療、金融口座、移動履歴など)を取り扱う場合には、個人の単独の同意を得なければならない。 • 個人情報の取扱者が業務などの必要から国外に個人情報を提供する場合には、a) 国家ネットワーク情報部門が行う安全評価を得ること、b) 国家ネットワーク情報部門の規定に従って専門機関が行う個人情報保護認証を得ること、c) 国家ネットワーク情報部門が制定した標準契約に従って国外の受取側と契約を締結することなどのいずれかに該当することを条件とする。 • 個人情報の取扱者が国外に個人情報を提供するときは、国外の受取側の名称または氏名、連絡方法、取り扱いの目的・方法、個人情報の種類および個人が権利を行使する方法・手順などを個人に告知し、個人単独の同意を得なければならない。 • 本法の規定に違反したときは、個人情報保護の職責を履行する部門が是正を命じ、警告を与え、違法所得を没収し、違法な個人情報の応用プログラムの暫時停止またはサービス提供の終了を命じる。違法行為の状況が重大な場合には、省級以上の個人情報保護の職責を履行する部門が是正を命じ、違法所得を没収し、かつ5000万元以下または前年度営業額の5%以下の罰金を科し、かつ関連業務の暫時停止または業務停止・整理命令、関係主管部門への業務許可または営業許可証の取り消し通報を行うことができる。 <p>■原文は中国人大網の下記サイトをご参照。 http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/5891377866c04fd78df8d76d9b76338e.shtml</p>
--	---

[行政法規]

	<p>【企業登記】</p> <p>○「中華人民共和国市場主体登記管理条例」(國務院令第746号、2021年7月27日公布、2022年3月1日施行)</p> <p>市場主体(個人、法人および非法人組織)の登記に関する基本法規。現行の「公司登記管理条例」(2016年2月6日改正施行)や「企業法人登記管理条例」(2019年3月2日改正施行)などを各種形態の企業の登記関係法規を廃止し、新たに統合したもの。施行は2022年3月1日から。</p> <p>■現行法規に比べ、企業の設立・変更・抹消登記の内容や申請期限には大きな変更はないが、以下のような新たな規定が設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 登記機関は申請書類に対して形式審査を行うとされ、申請書類が完全な場合にはその場で登記を行い、その場で登記ができない場合には原則として3業務日以内に登記を行い、最大3業務日の延長ができるとされた。 • 休業についての規定が設けられた。市場主体の経営が困難な場合、自主的に最長3年以下の休業を決定できるとされ、市場主体は休業前に登記機関に届出を行い、登記機関は国家企業信用情報公示システム上で休業期間、法律文書送達住所等の情報を公示し、また休業期間に経営活動を行う場合には、同じく公示しなければならないとされた。
--	--

<p>• 簡易抹消登記の規定が設けられた。市場主体に債権・債務が発生していないか、すでに債権・債務の精算が完了し、投資者全員がその真実性について法的責任を負うことを書面で承諾する場合には、簡易手続きによる抹消登記を行うことができるとされた。市場主体は国家企業信用情報公示システム上で上記の承諾書と抹消登記申請を 20 日間公示し、公示期間内に関係部門、債権者およびその他の利害関係者から異議申し立てがない場合には、公示期間満了から 20 日以内に抹消登記を申請することができることとされた。</p> <p>なお、法により抹消の許可が必要な場合、営業許可証の取り消しや経営異常リストへの記載を受けた場合には、簡易抹消手続きは適用しないとされている。</p> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-08/24/content_5632964.htm</p>

[政策]

【自由貿易試験区】
<p>○「国務院の自由貿易試験区の貿易・投資利便化改革・革新の若干の措置推進に関する通知」(国発 [2021] 12 号、2021 年 8 月 2 日発布・実施)</p> <p>自由貿易試験区での当面の改革・革新の重点措置を地方と国務院各部門に指示したもの。</p> <p>■主な重点措置は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 香港・マカオのサービス提供者による自由貿易試験区での旅行社設立の審査・認可権を自由貿易試験区に委譲する。 • 許可を得た国外の船舶検査機関に対し、自由貿易試験区での国際登記船舶の法定検査を許可する。 • 自由貿易試験区所在地を輸入貿易イノベーション促進モデル区に育成し、輸入分野の監督管理制度、商業モデル、付帯サービス等でのイノベーションを推進する。 • オフショア貿易の発展を支援し、多国籍企業による税源浸食と利益移転を招かない前提で、企業所得税、印紙税の関連政策の研究・論証を行う。銀行のオフショアでの転売に対する真実性管理のイノベーションを支持する。 • 自由貿易試験区内の企業が総合保税区保守・修理製品目録に従って保税保守・修理業務を展開することを支持する。 • 条件のある自由貿易試験区で越境 EC での一部の医薬品と医療器械の輸入業務を許可する。 • 上海、遼寧、河南の自由貿易試験区で、先物取引所との協力を強化し、国内市場の需要、対外依存度が高く、国際市場で成熟した商品を手入れし、また輸送価格先物などの新しい取引品種を上場させる。 • 先物取引所の自由貿易試験区内の保税監督管理場所での先物保税引き渡し業務を行う貨物の品種と指定引き渡し倉庫に対し、届出制を実施する。 • 自由貿易試験区で人民元・外貨の銀行口座の統合試行を展開し、人民元・外貨口座の開設、変更、閉鎖などの基準、ルール、手順の統一を実現する。 • 全ルートでの越境資金調達のマクロプルーデンスの下で、自由貿易試験区に登記する条件に合致したファイナンスリース会社と傘下の特定目的会社 (SPV) の外債枠の共有を許可する。

<ul style="list-style-type: none"> • 条件に合致した自由貿易試験区で知的財産権の証券化試行を展開する。 • 条件に合致した自由貿易試験区の所在地でのオンラインゲームの審査試行を推進する。 <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-09/03/content_5635110.htm</p>

[規則]

<p>【税】</p>	
<p>○「都市維持保護建設税優遇政策の継続執行に関する公告」(財政部・国家税務総局公告第27号、2021年8月24日公布、同年9月1日施行)</p>	
<p>増値税と消費税に付加される都市維持保護建設税の優遇。今年9月1日付で「都市維持保護建設税法」が改正されたのに伴い、特定の取引や納税者に対する減免を示したもので、増値税小規模納税者(年間販売額500万元未満)に対しては2019年1月1日から2021年12月31日まで50%以内で減税ができるとしている。</p> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n365/c5168439/content.html</p>	
<p>○「都市維持保護建設税の課税基準確定規則等の事項に関する公告」(財政部・国家税務総局公告第28号、2021年8月24日公布、同年9月1日施行)</p>	
<p>上記に同じく都市維持保護建設税の課税基準を改めて示したもの。</p> <p>■要点は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 課税基準は、実際に納付した増値税・消費税の税額とする(注:税率は納税者の所在地により、都市市街区7%。県政府所在地・鎮5%、その他の地区1%)。 • 実際に納付した税額は、貨物輸入または国外の単位・個人の国内での役務、サービス、無形資産の販売による税額を含まない。 • 増値税の免除・控除税額を加算し、直接減免された税額(先徴収後還付、即時徴収即時還付の税額を除く)と期末の控除留保・還付税額を控除する。 <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n365/c5168440/content.html</p>	

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部

項目	単位	2020年				2021年							
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	▲ 6.8	▲ 1.6	0.7	2.3	(1-3月) 18.3			(4-6月) 7.9				
固定資産投資*	前年同期比%	▲ 16.1	▲ 3.1	0.8	2.9	-	35.0	25.6	19.9	15.4	12.6	10.3	8.9
第一次産業	前年同期比%	▲ 13.8	3.8	14.5	19.5	-	61.3	45.9	35.5	28.7	21.3	21.8	18.1
第二次産業	前年同期比%	▲ 21.9	▲ 8.3	▲ 3.4	0.1	-	34.1	27.8	21.7	18.1	16.3	14.4	12.9
第三次産業	前年同期比%	▲ 13.5	▲ 1.0	2.3	3.6	-	34.6	24.1	18.7	13.8	10.7	8.2	6.8
工業生産 (付加価値ベース)**	前年同期比%	▲ 8.4	▲ 1.3	1.2	2.8	-	35.1	14.1	9.8	8.8	8.3	6.4	5.3
社会消費財 小売総額***	前年同期比%	▲ 19.0	▲ 11.4	▲ 7.2	▲ 3.9	-	33.8	34.2	17.7	12.4	12.1	8.5	2.5
消費者物価上昇率 (CPI)	前年同月比%	4.9	3.8	3.3	2.5	▲ 0.3	▲ 0.2	0.4	0.9	1.3	1.1	1.0	0.8
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年同月比%	▲ 0.6	▲ 1.9	▲ 2.0	▲ 1.8	0.3	1.7	4.4	6.8	9.0	8.8	9.0	9.5
輸出***	億ドル	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	-	4,688.7	2,411.3	2,639.2	2,639.2	2,814.2	2,826.6	2,943.2
	前年同月比%	▲ 13.3	▲ 6.2	▲ 0.8	3.6	-	60.6	30.6	32.3	27.9	32.2	19.3	25.6
輸入***	億ドル	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	-	3,656.2	2,273.4	2,210.6	2,183.8	2,298.9	2,260.7	2,359.8
	前年同月比%	▲ 2.9	▲ 6.4	▲ 3.1	▲ 1.1	-	22.2	38.1	43.1	51.1	36.7	28.1	33.1
貿易収支***	億ドル	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	-	1,032.6	138.0	428.6	455.4	515.3	565.9	583.3
対内直接投資 (実行ベース)	億ドル	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	134.7	126.0	187.9	141.8	125.4	193.8	97.8	130.4
	前年同月比%	▲ 12.8	▲ 4.0	2.5	4.5	6.2	86.9	59.5	39.8	27.1	15.9	8.1	8.4
外貨準備高	億ドル	30,606	31,123	31,426	32,165	32,107	32,050	31,700	31,981	32,218	32,140	32,359	32,321
都市部調査失業率	%	5.8	5.8	5.7	5.6	5.4	5.5	5.3	5.1	5.0	5.0	5.1	5.1
国内自動車 販売台数	万台	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	250.3	145.5	252.6	225.2	212.8	201.5	186.4	179.9
	前年同月比%	▲ 42.4	▲ 16.9	▲ 6.9	▲ 1.9	29.5	364.8	74.9	8.6	▲ 3.1	▲ 12.4	▲ 11.9	▲ 17.8
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	51.3	50.6	51.9	51.1	51.0	50.9	50.4	50.1
	非製造業	-	-	-	-	52.4	51.4	56.3	54.9	55.2	53.5	53.3	47.5

* : 年初からの累計ベース。

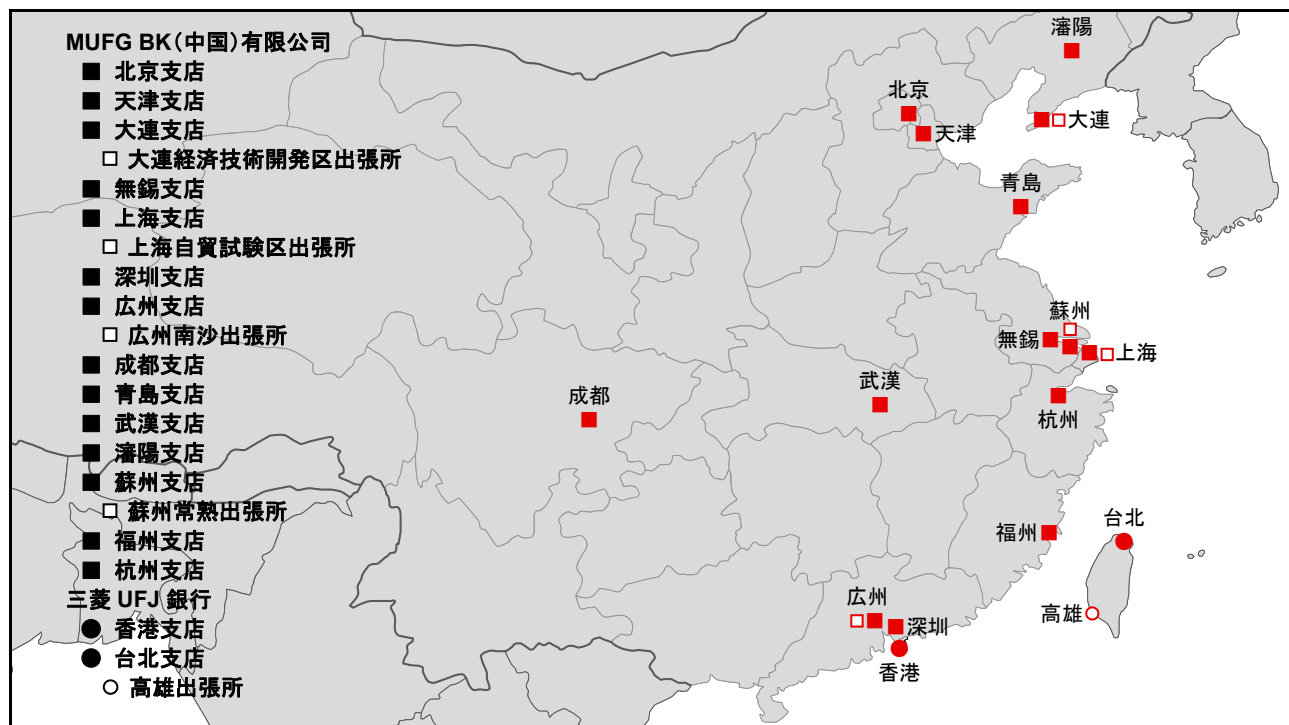
** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店 大連経済技術開発区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開發区東南大道333号 科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2021年10月8日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。